

圖書
卷
324
5

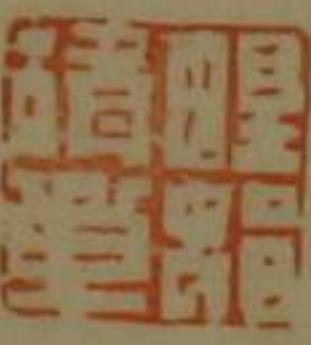


康復室

卷之五

西行二十八年五月
二十九日書山下官舍

北唐野都彌

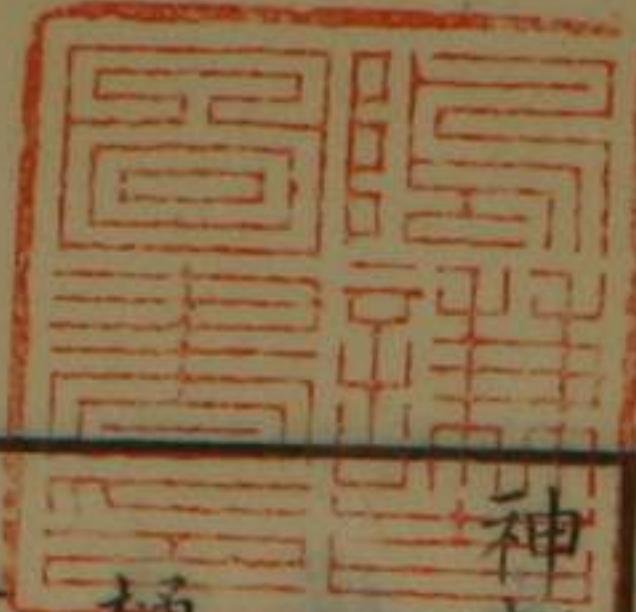


四ノ首

神都名勝誌卷之四

目錄

- 樋手淵 宇治岡 古市町并伊勢音頭踊 長盛座
岳道 鹽屋道 久世戸町 大五輪
本誓寺 倉田山 金塚 松尾寺
兩池 貝吹山 大林寺 遊女阿紺墓碑
桃山 宮比神社 中之町 寒風里
葛籠石 寂照寺 御蔭神社 陽田片岸
牛鬼洞 櫻木町 淺間神社 名物太閤餅
浦田坂 間の山節 瀧倉社 浦田町
猿田彦神社 檜尾 大浦田沼 姫小川
神宮教本院 四方輿之圖 神宮皇學館 神宮太麻局製曆局



神宮祭主官舎

中之切町

神宮司廳附屬舎

新橋

名物赤福餅

宇治山神社

今在家町

津長神社

大水神社

林崎文庫

并圖文庫創立碑 講堂額

五十鈴川

并圖同橋渡始

山神社

榜幡皇女墓

宇治橋

并圖之古圖

饗土橋姫神社

網受

神路山

丸山

法度口

一瀨

落合神社

津長神社

牛石

熊淵神社

五十鈴川

并圖御用村川曳之

神足石

鏡石

并圖

鏡石神社

石津賀神社

大瀧

仙人櫓

并圖

碁盤石

張尾紫薇

神宮司廳

小瀧

一鳥居橋

祓所

手水場

參集所

子良館

時雍館

廳舎

五丈殿

酒殿

由貴御倉

水量柱

櫻宮石壇

忌火屋殿

御龜木屋

相殿神

齋内親王御膳院

荒祭宮遙拜所

御輿宿

叔種石

五串行事所

御贊調舎

御川

蕃屏

板垣鳥居

南宿衛屋

外玉垣御門

中重鳥居

石壺

并勅使祭文系讀圖

四大殿

皇大神宮正殿

瑞垣御門

神領

毛利輝元祈願狀

正遷宮

年中諸祭典

相殿神

神異

東西寶殿

宮比神

屋乃波比伎神

北宿衛屋

北御門

御井

大宮院御鋪地

古神寶發掘趾

神異

遠拜所

外幣殿

御稻御倉

内御厩

中御厩

風宮橋

并圖 同橋擬
寶珠銘

僧尼拜所趾

風日祈宮

八百萬神拜所

龍祭神

祓所

外御厩

高倉殿

裏見張所

神苑

茶臼石

并圖

百枝松

大山祇神社

磯部朝熊道

石井神社、地

山口祭場

荒木田一門氏神社

岩井田山下神社

荒木守武靈社趾

并守武神主像 同神主自筆
之世中百首

大沼橋

并古圖

馬淵

母豆社

餓鬼谷

毛水晶

西行谷

并西行法師
木像圖

神馬埋場

神宮寺趾

瀑布

曼陀羅石

經瓦

并摺本

古墳

桶

手淵

倭町と古市町との堀か
己。土俗、地獄谷と称す。

延長四年四月の官符又東限赤峯并桶手淵

とあり。

豊受大神宮の遠境あり。此の邊元深谷なり一を道路改修の時之を埋めて今僅

に小渠を通せり。水源も経峯轉る山の溪間より流き出で宇治郷

と継橋郷との堀を通過し北側人家の裏より嶮崖を下て倉田山

の西麓を匝り阿加井谷を経て神田久志を至り勢田川と合す。

太神宮諸難事記長暦年中當宮造宮使大中臣朝臣明輔之時御殿材木半流

置於字尻瀬川天欲曳上之程當宮權禰宜從五位下秀賴神

主以七月七日天臨于件川上字桶手淵天沐水之間流死已

了。乍驚造宮使件材木忽流下天宮川尻廻入天字驛家瀬上

宇治岡

桶手淵の東、古市町より、中之町、櫻木町
を経て、浦田坂よ至る国道の總称あり。

徃吉は、一派の峯巒、蜿蜒横亘し、其の間、岩路遙遠して、終々人馬を
通トたりき。故ニ長峯の称あり。天正年中、神郡の奉行を兼ね、田
丸の城主稻葉藏人道通^{諸書又、通直に作}、^{れるも、非あり。} 豊臣家の命を受け、岩石
を斬鑿して、坦途を開き、路の両側ニ、松櫻の樹を植ゑしめ、赤辯人
ニ、便を與へたりといふ。

太神宮諸雜事記

治暦四年九月、御祭使、王内膳正章資王、中臣祭主神祇少副
元範等也、抑太神宮參入之間、祭使官司等、到於宇治岡^{天例}
嘉暦三年公卿勅使記
乃浦田加坂仁不向^志、件宇治岡乃東宇陽^{ヤマ}田岸^{アシ}云道懸天
井面^{ハセ}云所半徹^{ハセ}天、川上參宮^{スル}勢^{ハセ}其故^{ハセ}字奈宇志禰^{ハセ}云所居住下
人死去^{リス}仍彼死去之門許^{ハセ}為^{ハセ}違^{ハセ}先例^{ハセ}任^{ハセ}神主^{ハセ}注文^{ハセ}所參宮^{ハセ}也
來月十九日、公卿勅使可^レ被^{ハセ}發遣^{ハセ}旨所被^{ハセ}仰^{ハセ}下^{ハセ}也、而宇治岡官
道可^レ修治^{ハセ}所く有^{ハセ}之、自尾上坂迄浦田坂相催^{ハセ}上中村尾崎楠

部村人等令致修治之是爲邂逅事更不可難澁之旨、在地刀
禰相共殊可令致沙汰給者依廳宣執達如件
嘉暦三年三月十四日

中村三郎大夫殿

東鑑治承五年正月五日條

尾崎西次郎大夫殿

關東健侍等廻南海可入花洛之由風聞、仍平家分置家人等
所^ハ海浦^ハ其内差遣伊豆江四郎警固志摩國而今日熊野山
衆徒等競集于件國菜切島襲攻江四郎之間郎從多以被疵
敗走江四郎經太神宮御鎮坐神道山遁^ハ隱宇治岡^ハ
氏經神事記寶德二年八月條
廿三日盜人六郎於山田呑^ハ捕之於宇治岡邊誅^{ミキ}如此者於神
宮誅事新儀也

古市町^{ハラ}佐町^{ハラ}續ける国道^ハ一^ハ西^ハ
裏^ハ舟道^ハ塩屋道等の小巷あり。

上世よ都も郷も歌垣とて
春秋に若き男女立ちまし
きて音頭をあひ歌舞を行ひ

いふとあり。漫よハ
その風俗をれども、

秋の六月より八月よ
うつて秋ひ踊らる。

ひなみ圓を破り、
ひの圓ともいふ。

とやて其の遺風

を行ひ音頭を寛

延の頃、備前屋は主

人、感心り所ありて、

今のかく仕組みり

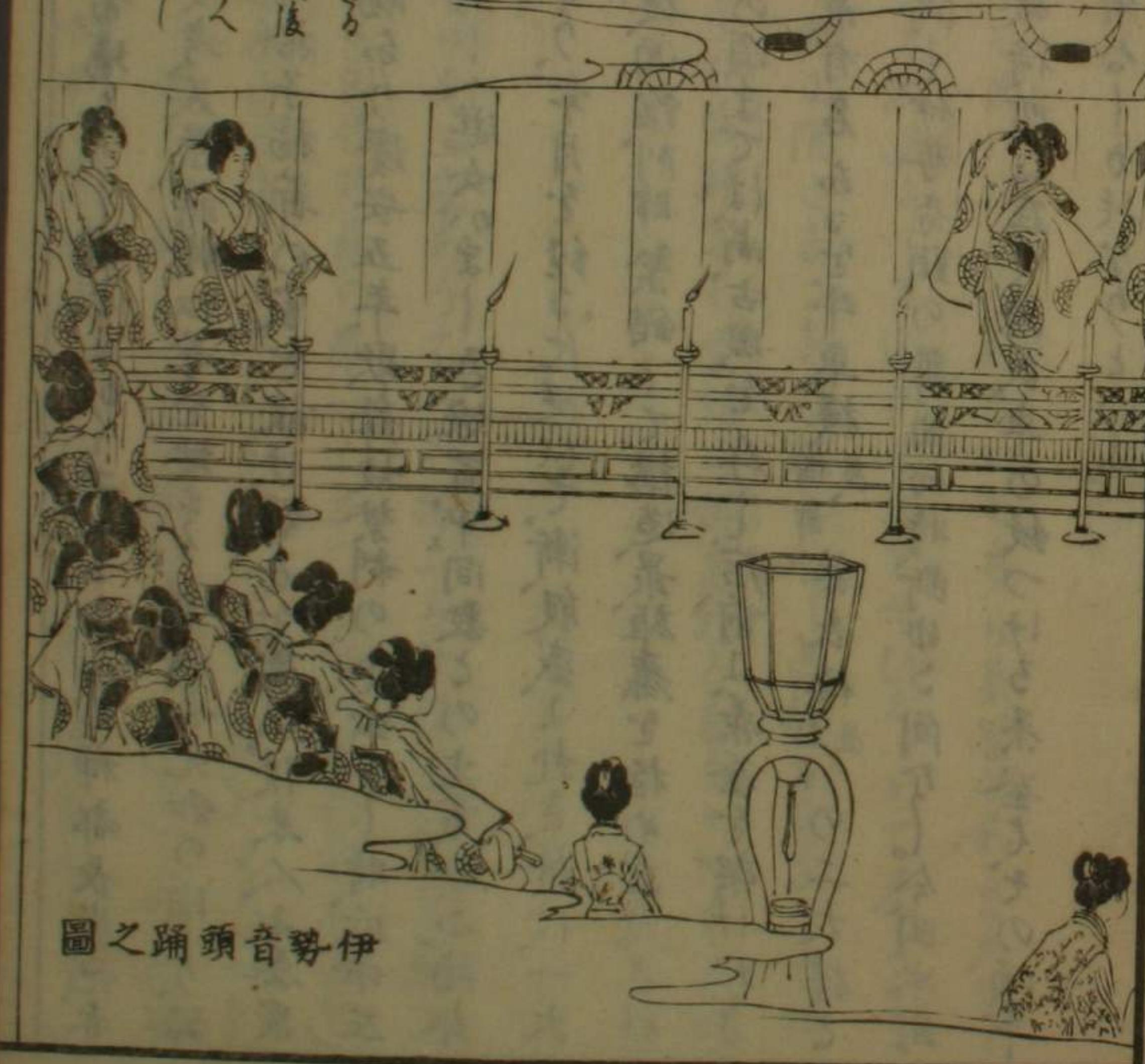
とぞ。こは、佐右衛門

の日毎よばの國なら

小倭卿より、齡卒略



よ餘ち夫婦の者等の
来て、外宮え鶴の舞と
す者を奏せ——古例
ひそく思ひ出でて、一ふ
たもの後えうらを傭ぎ
二つは、かの歌垣の幕りに
いた、振毛樓上の春
色にうらし、都の花は名
勝を、音頭よあけて、が
うのか女子等よゆり
涌らせて、ほ勢詫の人
ごひだる物よ供せひそく
を、観客の褒賞せ——うむ、後
もと、さうあげの舞臺えへ
あうへて、今けどくも、が
たらざりまし。



伊勢音頭踊之圖

往古は貿易の市場ありしゆゑふよかく云へるからむ。神都長嶺記、赤鳥帽子、古中茶女考、羨景前繪松寺を按す。又慶長元和の頃より、路傍並木の間よ、竹格子揚菴の家を設け、婦女を養ひ、往来人ふ、茶果を供せしりび、濫觴あり。慶安五年、歌舞妓禁制の令出でし時、延命左兵衛より差し出一、遊女がまーき娘置申^{ナシス}間敷との文書、今小補部小保存せり。夫より、年月を経て從ひて、漸般盛よ赴き、後に、一大遊廓となり、娼樓、酒館、列肆繁錯して、構造、最雄森を極めたり。されども、明治維新の頃までは、尚古風を存し、店前よ、茶釜を架けおきありとぞ。街中、最有名あるを、牛車樓^{備前屋}、華表樓^{松本屋}の二大樓とす。遊客、常々充満し、伊勢奇頭の舞曲、四時断ゆる間なし。今岡本町大神宮祠前の接待所^{ニ在}、源氏車の紋つける茶釜と、その頃、牛車樓の店頭ふ用ゐりむれなりといふ。

長峯十二時

酉の時

變化既となりて、あい間より顔色^{いろ}いで、多か、茶釜のあよ居坐す。暮色^{かみいろ}の見事さも、殊更^{えさら}にて、過行の客を呼びとめて、茶よもぎあり。茶ふゝて、終々酒とありあり。相々打^うき折^{たた}うつみて、情人も情人のかうひ、雲願^{くもね}客も、雲願^{くもね}の調菜坊^{ひざな}とある。キヤくとの

門遊も、亦一興。

長盛座^{本町の中} 央^よあ。

此の地乃劇場ハ、元、三座ありて、一も、操^さ二も、歌舞妓ありき。新撰古今役者大全よ、田舎芝居の第一と立つは、伊勢の芝居ふて、尤、由緒深し。毎年、正月末より五月までハ、二軒も有れども、一刻もなきことあり。昔も、伊勢の芝居を、藝のあめー場として、是を首尾よく勤め、評判よき役者を、京大坂の武番目師^{ムツモンジ}よりも

少なりと見えたり。今ハ長盛座の一塲併ミ残れり。

岳道 本町より東より通する小巷あり。朝熊岳。

鹽屋道 同巷の小路あり。二見郷御塩殿より、皇

久世戸町 岳道より續ける小巷より、楠部、朝熊を経て、島

久世は、布施の模範なりべし。五十鈴川暴漲の時、布施屋を作

し地あり。ゆゑがく云へるみや。太神宮諸難事記、仁壽二年八

月洪水の條より宇治郷布施里と見えたり。

大五輪 圓の中より。

方四尺許、高ニ一丈餘の石塔婆あり。周圍より石壇を設け、鳥居を建つ。梵字年號等ハ見えざれども、さまで古き物とはあらず。或も和泉式部の塔といひ、或そ文明年中、宇治山田合戦の時戦死せり者の靈を祀れる者とも云へり。楠領雜記より、此の五輪、楠部小

在りし興正寺の支配あれど、北島國司の紀念碑、がらむと見えたり。

二河山本誓寺

久世戸の南よりあり。津土宗鎮西派より、智恩院の末利あり。

倉田山

久世戸の北より連

山勢、北より奔り、沙路平坦、恰、牛背を行くうごとし。東ハ楠部、中村の水田を俯瞰し、西を阿加井小塚し、北を近海を望む。亦佳矚。

金塚

大五輪の北三丁許、烟中よりあり。神の古木、
株存せり。長峰長官の舊塚ふゝといふ。

龍池山

松尾寺觀音堂 皇太神宮御宣轉補次第

長峯

經仲神主 永治元年三月廿三日為ノ一禱

長峯忠滿

神主 建仁元年八月廿七日為ノ一禱

長峯

忠滿神主 宜禱宜三十五年、長官四年

往古は、寺觀壯大ふして、坊舍、數棟あり、何の頃よう廢絶せ

也。土俗厄落觀音と称す。毎年二月初午の日より、綺羅絹織せらる。

此の嶺を傳ひて、二見鳥羽街道ある黒瀬中濱等より出づる道あり。

氏經神事記文安六年六月降

十五日、贊海神態、依大水、宇治岡仁輪、松尾ヨリ黒瀬中濱仁出

於塩合橋南解繩神事、於行乘舟、

兩池、灌溉より供す。傳へいふ。此の池より雌雄の大蛇棲みたりと。

貝吹山、四郷村大字鹿海より属す。

文明年中、宇治山田戦争の時、軍卒を集むる為に、螺貝を吹きし所ありと云ふ。此の貝を、バツコと唱へ、楠郡滿願寺より保存せりが、享保六年十二月廿日の火災より焼亡し、由、捕領雜記より見えり。

高照山大林寺、西裏あり。西山派永觀堂の末刹あり。此の寺、元岳道よりありしを、元禄年中、此所より移せりと云ふ。

遊女阿紺墓碑

同寺の境内より。江戸俳優三代目阪東彦三郎の建てし所あり。碑面より増屋妙縁信女、文政

十二己丑年三月九日、俗名をこん年四十九と彌む。但、埋葬地も、久世戸ふらむと云ふ。

阿紺ち、本町青樓油屋清右衛門今旅館白井清榮門の抱妓あり。全妓の事よりして、宇治浦田町ある医師孫福齋院本福岡貢より作る。が、數人を斬殺したる事を、伊勢音頭戀寝劔と題して、院本よりの爲より、世よ名高くなりぬ。俳優者流、此の地を過ぐる時も、必香花を墓前より手向くといふ。

桃山西裏より南ニ町許ふあり。

古券文書等より、百山と書けり。何の頃より歟。多く、桃の樹を植ゑたりより、今の字より改めたり。山巔より、稻荷社を勧請す。此の地四方より、脉絡あき一小丘なりとも、頗眺望よ富めり。花時ハ、處より假店を設けて、茶を煮、酒を温め、遊客より供せり。

宮比神社本町の左側より坐す。祭神ハ、天宇受賣命にして、此の地の産土神あり。社の傍より、數百年を経たる古松あり。

中之町古市町より續け

古市町より國道あり。

楠部村所藏の文書又、宗隣町、白雲町、延命町等の町名を載す。今の中之町邊の舊稱なり。

寒風里

さむかぜのさと
舊地詳ふらず。寛文初年の刊行より保る伊勢道中記也。其の名見えたり。以て想像すべし。

古市町、此の町を過ぎて、中の地蔵にかかる。中の地蔵といふも、町の名あり。此の町また、茶屋多きなり。遊文あまとあり。あやつり見物芝居、此に所みて取り行ふ。是よりめてにぎりて、二町わくわくもあり。小寒風といふ所あり。左右よ、並木のねあり。むかーとり、此所みて、人の家居もなまらうるゝが、近年、あそこ變ふ、人家も出来にこそ。

葛籠石

本町御岩世
古よりあり。

豎八尺餘、横二丈餘の巨岩なり。其の状、葛籠似たるを以て名づく。土俗、尊敬して、注連縄を張り、小祠、鳥居を建つ。所傳、詳から

ず。正保年間、尾州侯より、葛籠石、其の他奇石を尋問せられしより、其の名、世間よ顯き。由勢陽雜記、及舊蹟聞書、宮川夜話草等に見えたり。此の岩の傍、麻屋某と云ふ割烹店あり。嶮崖、樓閣を構へ、風景いそむかたる。茲より東夢亭の記大をかくぐ。

麻氏園亭記

余十年前、毎登麻氏花月樓、以て其庭狭隘、不得歩。花香月影間、爲憾矣。樓在長峯大岩觀音堂之南、隔牆雜植、櫻楓、四時之遊、三春極盛。樓西高爽之地、舊有三層樓、正對熊岳、名曰對岳、宏麗無比。吾社先輩令清人江芸閣書、長峰第一樓、五宇、揭之、梁間、實非過賞。天保戊戌之災、闔鄉蕩然爲墟、越明年起土木、復舊觀、然未退構二層也。花月之址、倚崖架屋、高數十大、俯視樹杪、平田千頃、山繞水流、宛如軒檻中物、獨

花月獲名竊為茲樓慊然東距樓下十餘步地勢漸卑而坦有雪香亭寢宜看花余嘗摘宋學士春風纔起雪吹香之句名之後閱學士全集不載此詩疑是邦人偽作但以雪香之名已播人口不及改之牆外林丘荒蕪久矣主人近課園丁伐荆棘以為遊涉之所更栽梅桃櫻樹若干株築二茅亭焉一倚石壁之側可以南嚮而坐低簷日暖香風撲衣余聞古老之言大岩近境有雲溪云歌人咏櫻多用白雲字因合二事一名曰白雲一在平坡前開麥隴菜畦春光澹沱黃翠如織或有佳人趨蝶相戲名曰菜花即取琴曲雉子之意若夫遊客雜遯溢于樓及三亭設席於地酣飲苔上亦是昇平樂事行將有三層之舉也余謂主人曰物之盛衰必有其數安知百年之後此地光景何如余與吾子不能見之聊爲之記以

刻于石

時弘化四年春三月

東聚伯頤撰

榮松山寂照寺本町の左側淨土宗

此の寺乃八代目の住職月仙と號する僧ありき丹青の技を以て名を江湖に博せり境内なる碑文を左に掲ぐ。

月僊上人之碑

勢州度會郡故寂照寺月僊上人碑銘不肖弟子定

僊嘗首撰志州西念寺契圓敬書勢州僧某書碑額凡有智者必同體故雖跋行啄息蟄動之類其圓明虛靈之性未始不恒存但由迷已逐物認物爲已遂致三障相織沈淪無窮於是開士出世設化利生其途雖殊其歸則一矣故不肖於先師不能無述焉先師諱玄瑞號月僊寬保元年辛酉生於張

州名古耶俗姓丹家氏時開通上人盛唱專念之道於州之圓輪師甫七歲投之蘿塗乃命今名師天性嗜畫上人初慮其妨道屢禁之後知其志趣不凡竟不復禁十有餘歲東遊江戶掛錫三緣山以讀書學畫為務妙譽月大僧正愛師穎敏視如弟子賜號月儂師因得多與名公巨人交名隆起矣然師喜任性自適不以為意遂去遊京師居小松谷者有年矣華頂擅譽現大僧正屢召見之禮遇優渥遂師事之時勢之寂照住持闕人者數年日就頽壞寺隸華頂僧正謂師曰寂照雖乏常住然無接俗之累汝性疎散不娴於世務宜往住焉若其脩造待緣會之時可矣師唯以奉命僧正特授以金襴僧伽梨時年三十四矣既住之後端居一室修禪讀書暇則遊戲詩畫以自娛其於畫也不循古人門墻別為一家故善畫之名聞於海內納潤

革者接踵而至師於是竊謂徒曰昔僧正命吾曰脩造須待緣會之時今緣會矣豈可少懈乎乃悉發私篋鳩工度材未幾年自山門大殿以至庫廬之屬煥然一新較諸舊制有加焉又剏轉輪藏堂起工於寬政庚申之春告成於享和癸亥之秋規模壯麗瞻禮者莫不起敬蓋以三藏法文乃諸佛慧命之所存故師最用力焉又託五百金於郡尹以預充寂照脩繕之費師於是喜曰吾脩造之志遂矣文化乙丑春妙法院法親王謁内外兩宮日車駕臨於寂照賜手書榮松山三大字以光門楣同年冬因郡尹請上千五百金於官以其息錢賑郡民之無告者有命允之戊辰春有疾至冬大漸師自知不起盡頒蓄財與徒弟僕從俾弟子侍側者遞讀法華般若等諸大乘經語不及世事垂終誓曰願我生為觀世音菩薩眷屬脩行六度利益衆生

言訖泊然而化。實文化六年己巳正月十二日也。世壽六十九。法臘五十四。葬於當寺藏堂之南。師夙留心禪法。夜坐率至二更。真積力久。遂得徹淵源。故多寓玄旨於詩畫。昧者譏其用心小技。豈知言哉。脩多羅所謂菩薩得世間工業處智。以小方便獲大財利。饒益無量。衆生者。師近焉。不肖事師最久。受恩最深。又忝繼席。寂照故不顧。蕪陋畧叙其生平履歷。勒諸貞珉。繫之以銘。銘曰。

懿哉吾師。妙悟天真。真光發現。丹青通神。毫端如幻。萬象斯陳。六法具備。爲世攸珍。營構梵宇。奕奕重新。檀度所暨。救厄賑貧。此界緣盡。他方作津。追想音容。何勝哀呻。茲綴蕪詞。以貽無垠。欲知師行。請千斯珉。

文化七年歲次庚午九月十二日建

御蔭神社本町より、左に折きて、中村に至る道の左に坐す。土俗、盜人八幡と云ふ。

元祿勘文よ御蔭神社社在楠部村西長峯山東。社當時中絶。鳥居高六尺八寸、廣五尺七寸。社地廻二十四間四尺と載せ。建久年中行事二月十二日春季次日神態の條よ。刀禰、祝部等引率宇治岡山路饗行向道祖神祭祀とあるも。此の社の事あり。八衢比古命、八衢比賣命、久那斗神三座を祀せるふよりて、後世誤りて八幡社と称す。又盜人とひよる道祖神を道陸神といひより、訛傳にて、盜賊神といひあらざりきなるべし。荒本田氏經神主の神事記、承亨十三年二月春季次日神態の條よ。刀禰、祝部等盜人神參饗祭と見えたり。古くより、此の稱ありべし。近年舊は復して、御蔭神社と改めたり。

陽田片岸御蔭神社の前より、中村に至る道の古名なり。土俗、枕坂といふ。

往古、勅使奉向の時も、此の道より、中村井面河原より出で、岩井田山を経て參宮せられたりき。此の事、太神官諸雜事記、宇治岡の所及、園大曆、勅使部類記等、見えたり。

牛鬼洞崎うめのくらさき、同所東の尾

洞口、東より向へり。深さ、五間許。其の奥、土崩きて、入ること能はず。水銀など塙採せし跡あしより。むうー、此の洞より、牛鬼といふ怪物棲すむて、往来の人を惱かしめ、牛鬼物語と云ふ物小記せり。固より、虚妄の説あり。

櫻木町さくらぎち、中之町より續ける国道あり。本

浅間神社あさまのじんじゃ、本町左側より坐す。產土神あり。祭神ハ、木

名物太閤餅めいわもち、本町の南端より、餅を鬻うりく家、軒を並べたり。

相傳、豊臣秀吉參宮の時、此餅を賞美せらるゝより、かく名

づけたりとぞ。

浦田坂うたざか、櫻木町より、浦田町より下る
坂道をいふ。浦田町より属す。

土俗、牛谷と稱す。彼の牛鬼の事より附會つきたり。近年まで、於鶴於市と唱へ、三絃胡さんげを弄し、往来人の投錢なげを乞ふ者ありき。此の坂古て、岩路峠とうげ嶺ねりとて、纏ふ人馬を通せしを、延寶二年八月、一禱宜荒木田神主氏富、数百金を擲ち、兩傍を開鑿あけし、由、蟄居記談しだいみ見えた。其の後、享和年間、古市町から山田某、再改脩して、今道路となせり。坂の下より、右へ出で、山の間を分けて、官崎より出る小路あり。寶治元年遷宮記九月十四日の條より、辰たつ、巳巳、午うま、未みどり、申さる、酉酉、戌いぬ、亥いのしし、三日御故障退出し、自浦田、西路にしじゆ、今歸き、岩出殿いわでどの給たまはとある。也、この路を云へるなりべし。

間の山節あいのやま、尾上坂及浦田坂より

往古、僧行基の、両宮より参詣せし時、世人より無常を示さむとして、唱歌數首を綴り、比丘尼ふうたをせしが、初あり。寛文、延寶の頃より、両間の山尾上坂の路傍より、小屋を作り、女ハ、紗綾縮緬を纏ひ、三絃を彈き、男も、編笠を被り、觴を摺り、子兒を踊らせ、錢を乞ひき。其の諷小歌、いと哀れして、文句も、能く聞きかけられらるゝよし。神都長嶺記等小見えたり。此の歌を、院本などに挿みて、今小間の山節と称す。山東京傳の著す二見の仇討といへる書より、僅に、一首を載せたり。左より掲ぐ。

あになみざをそへよしや。ゆみべあへこせうの聲、ぢやく
上ゆめつ為樂とひげども、きいて驚く人もなし。のべよりあれ
たのこもとて、けちみやく一つふ珠數一毛ん、これらがめい
どのゆむとなる。

滝倉社 なきぐらのやう 浦田坂より西南三町許より瀑布あり。其の傍にある小祠あり。土俗、旱魃の時、雨を祈るふ。靈驗ありといふ。

太神官儀式解及神名略記抄等より、皇太神宮末社葦立豆社の舊趾あるよし見えたり。されど、神宮典畧小同社ハ、磯部道ある足神みて、此の地より林立つて、伐いへり。其の說是ふ近し。

浦田町 うらた 坂の下ある。國道あり。東より、藪屋舗新屋舗。
猿田彦神社 さるだひこの彦トヤ 本町左側、二見氏の構内より坐す。同氏ハ、世より、宇治の土公と称せり。猿田彦大神の裔孫太田命より、系統連綿として、今は至るといふ。

檜尾れら山をいふ。

往古ハ、此の山より檜の大木多くありて、神宮造營の時、心御柱を奉代せし事ありしよし、宇治土公家引付より戴せし。

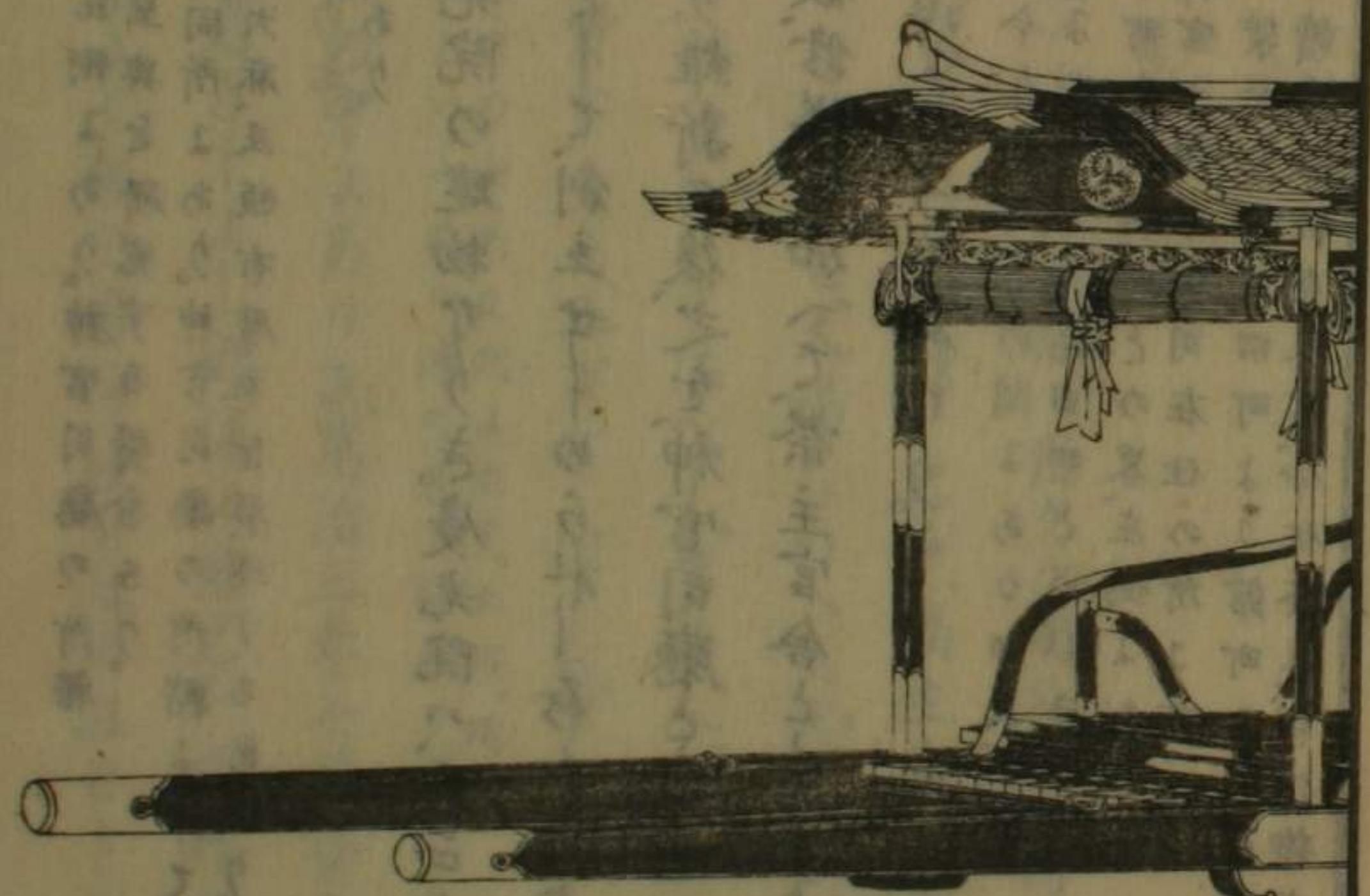
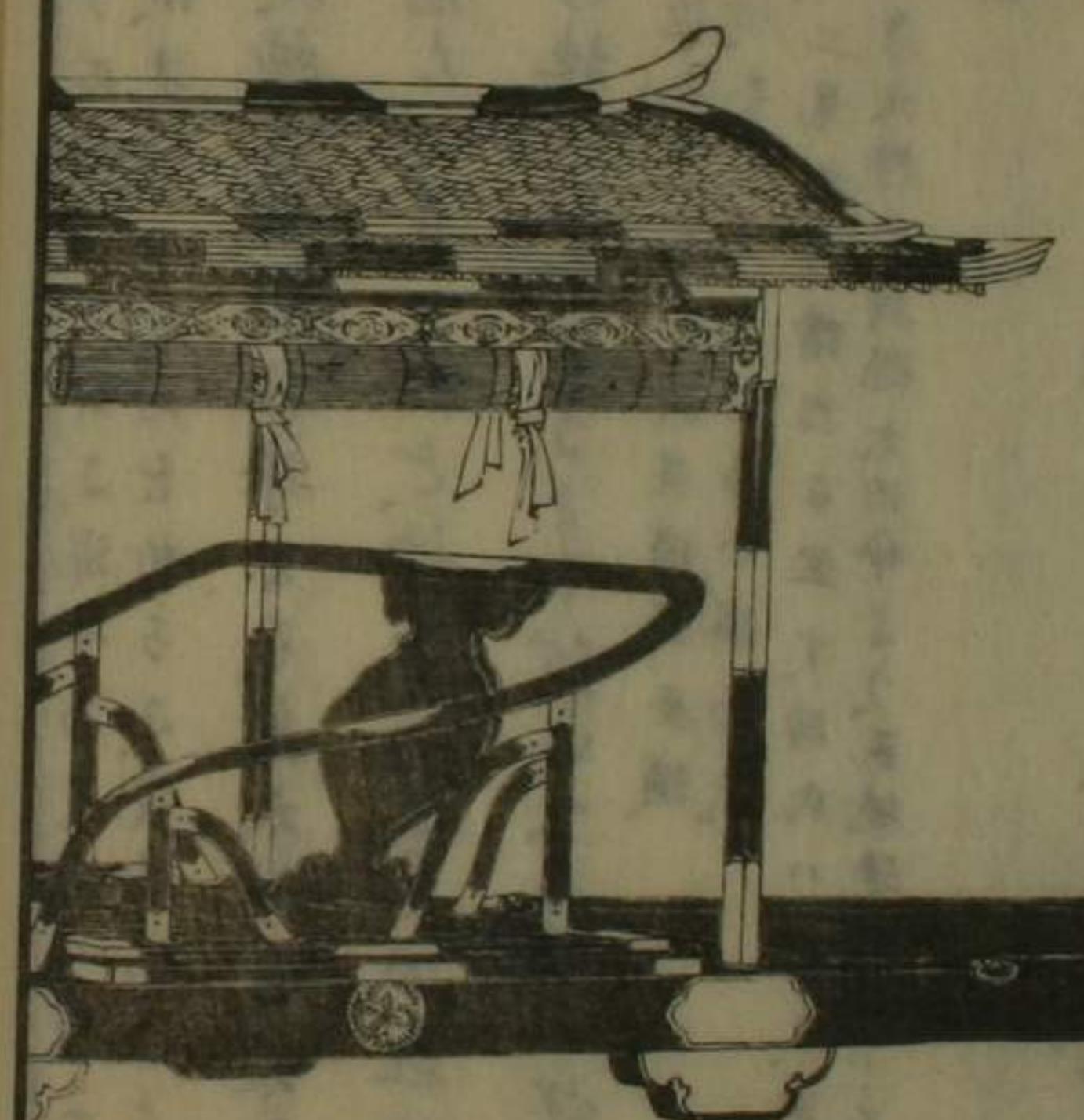
大浦田沼 おおうらたぬま 本町の北、字長澤沖ある

姫小川 ひめこがは 西の山より流れ出で、浦田の中央を貫き、五
十鈴川より注ぐ小川をいふ。石橋を架せり。

神宮教本院 じんぐうきょうほんいん 本町の右側より、當院ハ、神宮教管長の所轄あり。神宮教本院を、東京及伊勢の兩地より置き、教勢を執れり。是即伊

四方輿 俗ニ、臺車。藤波氏命所藏。輿と称す。

屋形、長五尺、柱、尺三、轅、長一丈二、金具、金、
皇大神宮御宜の乗輿也。由建久年中行事ニ
ミテ、此の品ハ延寶年間氏富長官の使
用一ノモノありと。



勢の本院あり。

神宮皇學館

本町の左側より。神宮司廳の所轄。本町の左側より。神宮司廳の所轄。

神宮大麻局製曆局

大麻及領布曆本を製造する所あり。同所より。神宮司廳の所轄。

神宮祭主官舍

本町の右側より。本町の右側より。

此の官舎も、元慶光院の建物なりき。慶光院ハ、天正年中、豊臣秀頼片桐且元を奉行として、創立せしめられた所なり。書院廊廡等、輪奂其の美を盡せり。維新の後、之を、神宮司廳とし、明治廿三年迄、廳務を執り。其の後、修繕を加へて、祭主官舎となり。年々、祭主の官参向の時、御宿泊又充つる所なり。

中之切町

浦田町と今在家町との間にあるゆゑ、かく稱する。古くは、岡田町といひ。

神宮司廳附屬舍

本町と浦田町との界、左側より。神宮司廳附屬舍。神宮司在住の所より充つ。

新橋

五十鈴川より架せり。中之切町より、館町より至る通路あり。皇大神宮の別宮、月讀宮、伊佐奈岐宮、伊佐奈美宮、伊雑宮より詣づるよりも、新橋の西詰に、館を鬻ぐ家あり。

朝熊岳、二見浦等へ行くよ
も、此の路を取るを、便とす。

名物赤福餅

新橋の西詰に、館を鬻ぐ家あり。

埃囊抄小餅ハ、福ノモノナレバ、祝ヒ用ウル歟。又、二人向ヒ、餅ヲ引キワルヲ、福引ト云フ。又、大裏ニハ、餅ノ名ヲ、福生藥ト云フと見えたア。又、世俗、餉入きたる餅を、大福といへり。然れど、赤き餉つけぬる餅故、赤福と称へたるが爲べし。塵頭人、常小充填せら。一箇年間に、砂糖を費すこと、五万斤ふ下らずといふ。

宇治山神社

中之切町の中央左側より坐す。土俗、岡田山神社といふ。此の邊の產土神あり。

當社とも、神路山の中より。萬治三年七月廿九日の洪水に、漂流して、此の所に着きしよし、郷談より見えたり。神名畧記文永遷官記、太神官儀式解とも、那自賣神社を、此の社といたれども、徵すべきものなし。

今在家町（いまざいけちゅう） 中之切町又續ける國道（くにじやう） あり。もと茶屋町といへり。

舊蹟聞書又近古まで、不動堂より大橋の邊まで、町家のある所は河原より、今不動堂より西へ入りたら小路ハ却りて、始の大通ア。故に、此の間二丁程を今在家町と称し、古き年寄の居宅等ハつきなりとあり。されど、往古ハ五十鈴川、今より西を流き一なづべし。倭姫命御船の泊り所（とまり所） ふ、津長神社を建て給ひ—故事ゆも、能く叶へり。

津長神社（つながのじんじゃ） 本町の小巷、字畠町の西ニ町許、山の尾崎（おさき） あり。皇大神宮の攝社あり。

倭姫命、大御神を、五十鈴宮小鎮め奉り。後志摩國の浦（うら） を巡行して、大御神の御贊所を定め給ひ、淡良岐島、伊氣浦等を経て、江の湊（みなと） より、五十鈴川を汎り、大宮又還り坐り、時御船を止めさせ給ひ（さしこひ） 所あり。

太神宮本記
還幸行其御船泊留在志處乎、津長原止號支其處尔津長
社定給支
皇太神宮儀式帳

津長 大水神社 一處（在宇治郷）

稱大水上兒櫛長比賣命（形石坐、倭姫内親王代定祝掌）

正殿一字（長六尺、廣四尺、高六尺） 玉垣一重、四方各

坐地三町

延喜式太神宮所撰平四座（神名祕書）

津長社（在宇治郷）

建久年中行事二月十二日條

二神態津長社供奉如昨日、饗土二本櫻下、經津長參役人

幣立置手水舗設等如昨日、詔刀讀進向西

神祇百首

官本引く津長の原代奉の愛心しどけぬ歎をこそぞれ

元長

大水神社（津長神社の南又坐す）

神祇百首

城内甚狭少からずも、楠の大木蟠屈（まき） て、千古の風致を存せり。

皇太神宮儀式帳より社域、二町五反、永祿勘文より社地廻二十四間とあるを見れば、中世、人民の押領せしを知るべし。

皇太神宮儀式帳

大水神社一處在庄宇治

稱大山罪乃御祖命

形無、同内親王定祝

正殿一宇長六尺、廣四尺、高六尺

玉垣一重四方各二丈

坐地二町

五段四至東道、南北山

延喜式太神宮所撰二十四座

大水社

大水社、大山罪乃御祖也、在宇治鄉

林崎文庫

今在家町の西端の小巷より登る。はやー崎のぶんくこと一町許の山の半腹もあり。

創立年月詳ならず。舊丸山は在りきと云ふ。貞享三年、幕府金を賜ひて、修繕せしむ。元禄三年故ありて、今比地又移せり。天明年中、權宜荒木田神主蓬萊尚賢、僚友と謀り、書庫、講堂、塾舍等を建て連ねたり。現今、神宮司廳の所轄に属せり。藏書八在来數萬卷あり

已に、猶珍籍奇書を、廣く天下又求めしうば、獻納する者どもありて、年又月に増加す。前庭ふも、多く櫻楓を植ゑし。鷲嶺、鼓岳、桐嶺、島路、神路、朝熊の峯巒、三面を圍繞し、一方は、楠部中村鹿海等の村落、遠近々顯れ、五十鈴川の清流を、其の東麓を萦回し、恰青蛇の奔るびごとく、四時の風光、いともよしな。文人墨士は常々、杖履を容す。一勝區なり。

歌枕名寄

はやー崎舞をぞりうて通ふき鼓が岳をぢち詠めつ

長明

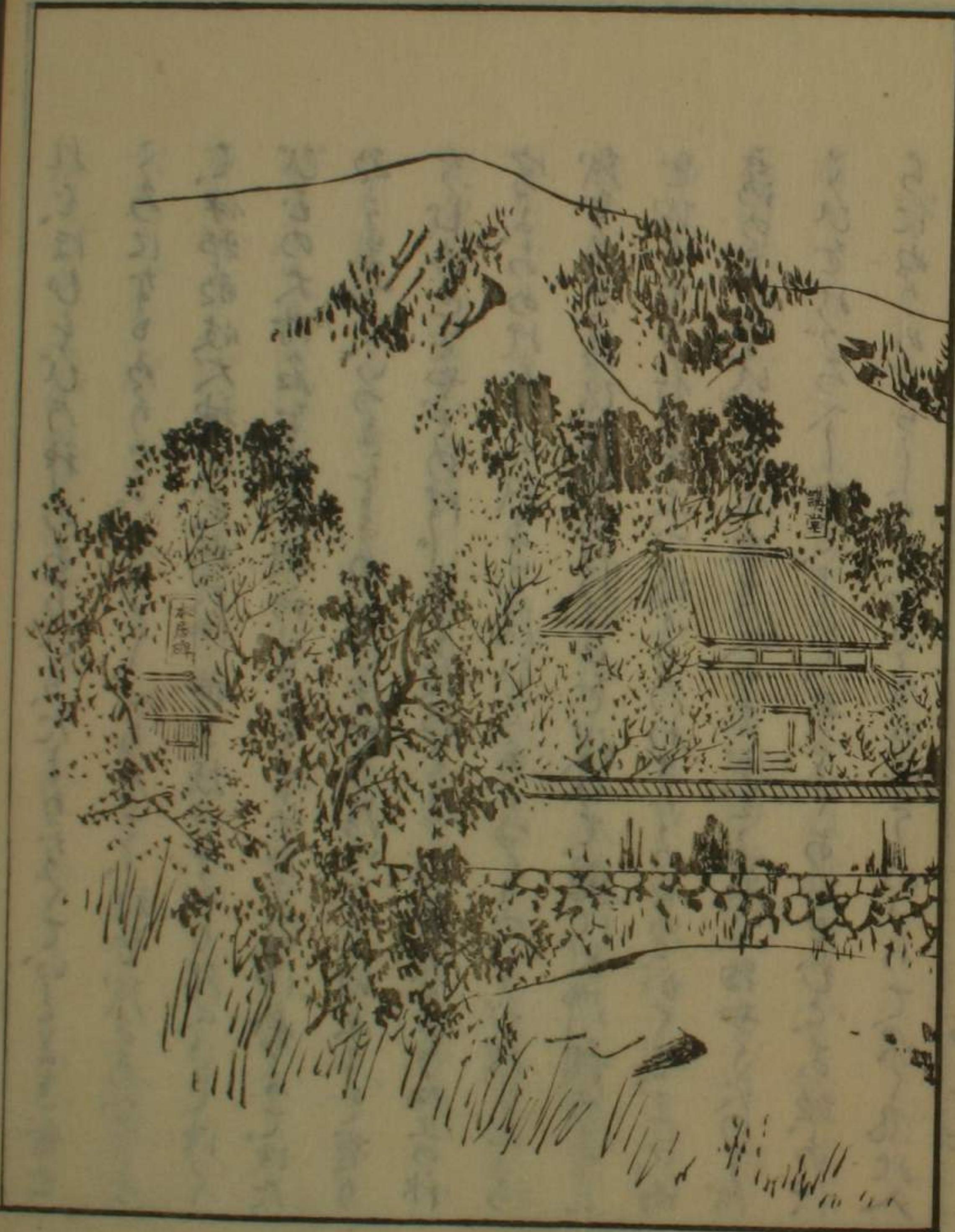
文庫創立碑

一ハ南庭より。本居宣長の撰文、屋代弘賢の書ふり。

林崎ぬみぐらの詞

はやー崎文庫も、昔、鴨長明がまことではいふと、迺きがて
アタカムづれづれじとうろ。度會、縣宇治、郡大津神の宮のべち
うくて、や、里はふき、山ざかあて、木立も、ちよにさへて—あ

林崎文庫之圖
朱僊生田寔寫



れむほむとび乃神のあらびも、たよりなくて、いとよき念じ
ころにまもろりる。ともく、くらたて、材をばさめぐる
と、伊邪那岐大神の、天照大御神は抜けまつり後へりしゆく
びとの大け名を、伊倉棚神とくわやすなる、伊倉もきて、はた
おうきて、じつきをとめおきまづりほづりしゆゑど有り
くも。おきをや、そのばくはいとす。然あひて、石上の神
宮、おめ代をぐらばみてほひて、そろくのうづれ、そら
代をすくせほひ、太藏のけふを設けて、園にせ伊御のあら
をほあめられ、も、上つ代よりわざなりと。かくて、まこと、雨
落のこなうじ。ほあらぬちのまうをあせぎ、物やく火の豆が
さひをせづろへて、まこと、平々くあらせむと、あほ、あそ
らにぬりめぐらしくぎ、かくのにまくかくめて、まくぬせ入

うべきもたまもなきかまくも、やつせどりの事もうきにこや
有りぐらし。こふ、ゆみとよたうらは、輕高のあきらの宮れ
大御世よくだらうり、もろうの園内を彷へて貢やくより
ありそめて、あすのくよみがくいからひくれ、ふくにまく、そ
きすれ坐して、もれぞ、おの天の下に底寝、伊賣主。あふう
へも、いやとはあらまくほき、ほのたうつにあもくろく、れ
を、神の伊賣のきとくいするも。おれあみ祭のまけの、たふ
とくおむうき事くよげの大室のつまくも、ほ里人もまな
びよみてば、大御國のまとうにもいそす。外つ國の、まくぐのも、
まくべくら代いろく見ゆく、あはは、うけからわくふくら
べみて、うき代きより、神のまうげれきくもをうとゆひと
神と、さぶへ今、あはゆくら、えなしまくをえひべくな

も、里のむうづかたきれ人のが、こうなきて、ありうれば今よ
りは、集めそくほ、八百も、ふ万巻とあつたらうて、棚板も、
たゞくに、桜山のど、いや傳となくて、倉の内、どこ歎せきとで
あくまじたまくやう、世中、書たよばしんぐもは、
只ひすれしまく、佛ざみをくわちて、山海のからば、又
みづうらゆうたらも、とて、なかまのふまれ。いそげき一
またもたてまつてをくわめをくわして、神のほりのそ
こだうら、みくらぬと、永き世までにほくらあじゆをや。神
其の書、と、考究よ堅磐にくまきず、せべて、神のほりのそ
とくにむうづかたきれ人のが、のみぐらばすけのたふ
とくにむうづかたきれ人のが、のみぐらばすけのたふ

方碇やのば

本居宣長

林崎文庫記

典籍之藏、其盛者、漢曰石渠天祿白虎蘭臺、魏曰祕書中外
三閣、梁曰、久德華林、隋曰修文嘉則、唐曰麗正修書集賢、宋
曰崇文三館祕閣太清、募以爵祿金帛、校以鴻生碩儒、採訪
有使、修繕有局、其富者、溢三十萬卷、其夸者、裝以錦標寶軸、
其嚴者、署以宰輔名銜、可謂盛而慎矣、然而不二三傳、散逸
流離、靡有子遺、嗚呼、錄藏之難、以天子之力、而不能保、數世
之後、焉、豈物之聚散、有數乎、抑所以處之、不得其方也、權禰
宜荒木田神主蓬萊君尚賢、與其僚友謀、修林崎文庫、將募
天下、異書、以守之、夫天子之力所不能者、君等欲數人之力
以能之、難矣哉、吾不知其將何以成、而何以守焉、曰、是不難

也。將天下之力以成之，而天子之力守之焉。昔之神泉雲林高陽池館，非不宏麗而堅固也。而今安在哉？溢呂大澤廣澤，蕪然野池耳。亘千世而不失尺寸，何者？私之己，則以天子之力，而不足公之人，則匹夫之力有餘焉。且夫先哲所以立言，垂後亦何心哉？非欲與天下後世公同共知乎人之驕吝，欲夾一能以傲天下矣。欲己獨知而人皆不知矣，遂取先哲公共之器，以成一己傲物之私矣。其尤陋者，至于一禽一木之名義，寶惜如金冊玉牒之祕，以要重糈，是以載籍之傳日狹。自國史政典之崇，既殘缺無全，恭惟天祖神皇開物成務之道，聖帝明王治國愛民之猷，所以踰五帝而媲三王者，幾乎蕩滅，其可不哀哉？今蓬萊君等有病于此，其募購凡以異典來者，欲觀其藏，則許；欲就學者，有館以待，能一持畸冊零本。

來者，雖子孫之遠，待之如一日。夫城市之居，水火不虞，遷徙無常，其藏之家，孰與寓諸此之為子孫慮之長？則是為天下學士大夫外府，為其子孫守也。誰不願來而相與戮力合誠而成而守之哉？是以不以爵祿金帛而集，不以鴻生碩儒而完，不以宰輔署銜而嚴，苟繼而主者能循其規制，則吾將見其藏日富三十萬而已。而其守且千百世愈固。先王寶典賴以不墜矣。文庫舊在宇治鄉圓山，不詳創其何年。貞享三年，源大將軍有德公賜金若干，葺繕。元祿三年移林崎，今蓬萊君等造齋館數十楹，其傍背靠鼓岳，而面仰朝熊，揖神路島路西行，菩提諸勝於左右，亦所以使學者怡性起倦，息焉遊焉也。

天明五年六月

讚岐柴邦彥撰

講堂額 林崎文庫の四大字を
彫る。林信篤の筆あり。

孝經碑 江源鱗の書あり。

五十鈴川 宇治川とも、御裳濯川
とも、大川ともいへり。

此の川、水源二派あり。一は伊勢、志摩兩國界ある逢坂山より出で、
皇大神宮之域を貫き、一も、神路山より出で、龍が嶺、大瀧、小瀧の溪
流を受け、ともに落合河原より至り、一道の大河となり、今在家中之
切浦田等の東より沿ひて北流し、鹿海より至りて、朝熊川を寄せ、又、二
派又分れ、一も、三津江村、松下等を経て、二見浦より注ぎ、一は沙合小
ぶり、下流を、勢田川を合せて、海に入る。長さ、大約四里、濶さ、六十間
なり。此の川、二源あらによりて、五十鈴川、御裳濯川乃別をかす況
あれども、牴あり。大神宮所鎮座以前より、五十鈴川といひ、倭姫命
御裳を濯ぎ給ひ—故事より後御裳濯川とはいふなり。されば、一

川二名ありと知るべし。

因々云ふ。御裳濯川堤坊脩繕等の時も、神三郡の人民も課役す
る舊例ありき。此事、氏經神主日記より多く見えたり。

日本書紀垂仁天皇條

倭姫命世記

因興齋宮于五十鈴川上是謂磯宮

倭姫命世記

于時河際天志倭姫命御裳齋長計加禮侍介留洗始利從其

以降號御裳須曾河也

延喜式齋内親王參三時祭禊條

太神宮諸雜事記

天曆七年九月、神服、神麻績、二機殿例貢、神御衣、調備、參之間、

五十鈴川俄洗岸、洪水出來、往還不通、

同書

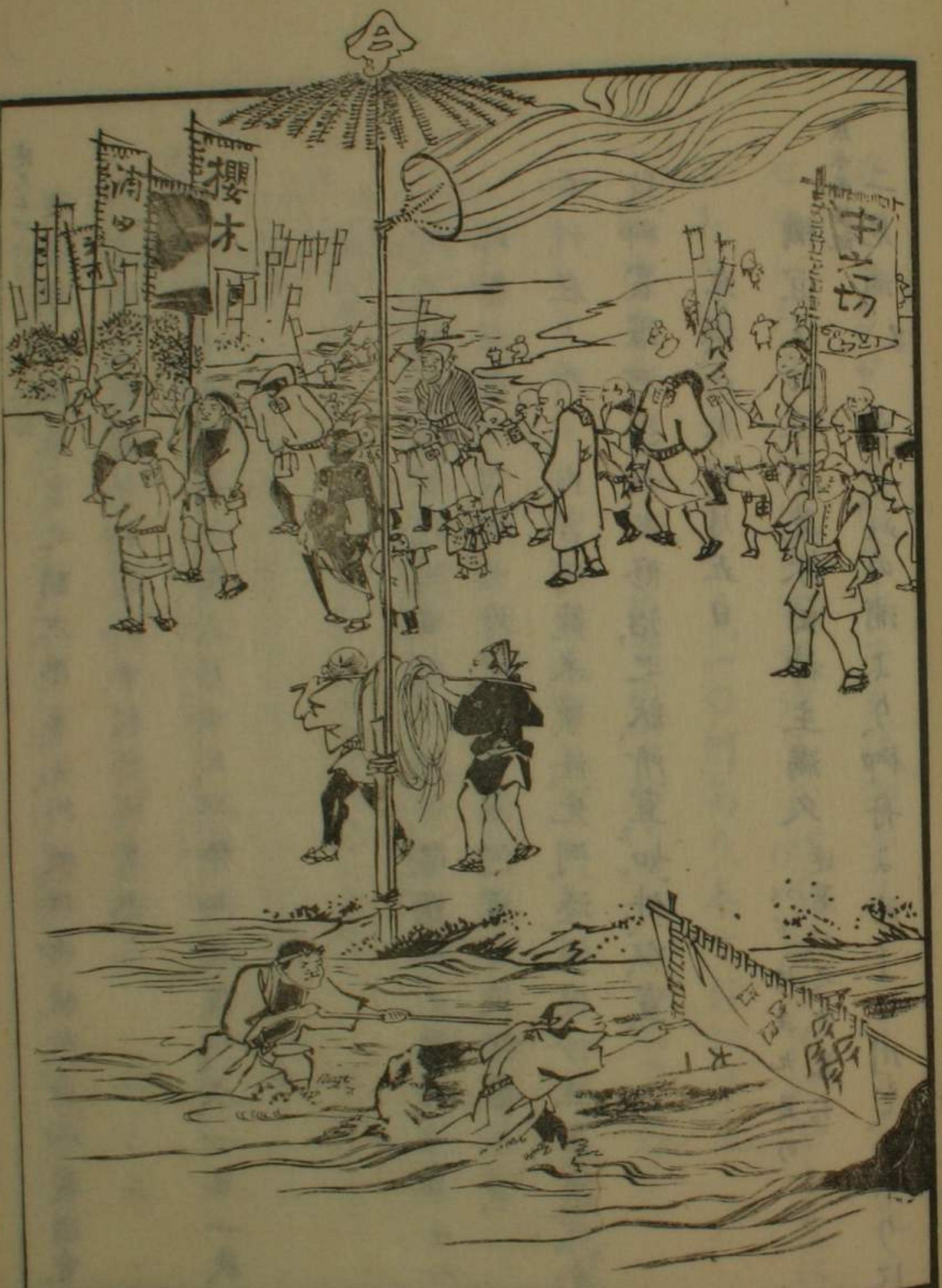
長曆元年月日、○中抑造官使爲信、以鈴河山之木、内宮御垣

外院殿舎等之材木仁造、天或所曳置、或宇治河仁流寄了、

江家次第公卿勅使條

參太神宮至御裳濯川行祓、

皇大神宮御造營
用材川曳之圖



建久年中行事六月月次祭條

齋内親王御參宮之間、次第事先御祓、御祓所、自御裳須曾

河渡瀬上、自龍祭御前北中間、自河東也。

本朝年代記

一後深艸院建長元年三月廿日、伊勢御裳濯川水、一日一夜

如レ紅

氏經日記

一廳宣

可_下早_キ任_キ先規傍例致_シ催促沙汰_シ伊勢國神三郡内佐奈十一
郷、御糸六十六郷、太神宮御裳濯河堤坊役河籠米事、
右件在_シ所_シ、内宮河籠米事、任_キ先例_シ遂_シ催促沙汰_シ急速可_リ令_ス
致_シ御裳濯河損失之修治_シ之狀_シ所_シ宣_ル如_シ件_シ以_シ宣_ス

享徳四年四月五日

禰宜正四位下荒木田神主滿久○以下神主九員の連署ハ、之を畧す。

二見浦○中皇女、此の浦より、御舟よめーて、川をのおりに

〔四ノ廿四〕

渡御ありけるよ、御裳のすそは、御舟よりあまりてぬれさせ給ひたりー故に、御裳濯河とあづく。此の河比_シをとりに、山あり。神道山となづく。一の河あり。五十鈴河、是也。

天降る五十鈴の河の瑞籬乃ふりぬる世_シハ神やあらうむ此の五十鈴河も、大官と風宮との谷あひより流_シ出で、深山木の、こだかき陰_シよ落ちくろ水音、誠ふ心細_シ。

君_シが代_シもづ_シどぞ思_シ神風_シやみもをそ川のすまむ限_シ

後拾遺集

新古今集

きみが代_シもづ_シどぞ思_シ神風_シやみもをそ川のすまむ限_シ

うみ風_シや秋_シもくちド_シを川禊_シをか第一度會のあめ

月清集

君_シが代_シもづ_シどぞ思_シ神風_シやみもをそ川のすまむ限_シ

同

神風_シやすば川の言極哉_シも代_シもとたては、めをひ

御集

うみ風_シや秋_シもくちド_シを川禊_シをか第一度會のあめ

順德院

君_シが代_シもづ_シどぞ思_シ神風_シやみもをそ川のすまむ限_シ

後京極

ふキとも何_シも何_シも_シきいを、川渴_シらぬ母_シはひも泣みたり

兼好法師

壬生二品集

續後撰集

ちりから星もあらじ神風やいを川底の花の波は

家 隆

我が木の緑すすをまなむいを川底よゆめて過ぎ心を

太上天皇

同 いを川神代隕氣もて今も星らぬ松のよの月

爲 家

續千載集

いを川神代隕氣もて今も星らぬ松のよの月

伏見院

風雅集

いを川神代隕氣もて今も星らぬ松のよの月

太上天皇

新千載集

いを川神代久く深と初めて流のあざ限られぬ

祭主輔親

元享元年北御門歌合

いを川神代久く深と初めて流のあざ限られぬ

度會盛行

建武元年度會朝棟亭會

いを川神代久く深と初めて流のあざ限られぬ

大中臣宣通

新葉集

いを川神代久く深と初めて流のあざ限られぬ

後醍醐天皇

照一とよみを川よ吹む月も湯らぬ浪の夜のひを

祥子内親王

五十鈴川む心も湯らぬをなどほほ流の行よしらむ

夫木抄

えてぐらめうつやよ吹の川波よ山のひをよあむる

定 家

續門葉集

よ吹川りうせちうりく水ちのち物よかく浪の匂き

通 海

緇塵不肯侵

林春信

五十鈴川月

同

五十鈴川上、金波洗、點塵、水天同一色、請、看月、分身

同

御裳濯川月

同

倭姬對、嫦娥、川上仰天闕、御裳濯、無塵、一身清似月

賴 裏

平地生、雲氣參天疊木陰、万年神在處、兆庶子來心、此水流

今古、何人測、淺深、姦雄欺、裔胄不道、大陽臨

拷幡、皇女墓

五十五鈴川の邊ふるよし、正史又見
えたりと、今は、其の所、詳からず。

拷幡、皇女ハ、稚足姫、皇女とも、白髮内親王とも稱す。稚足天皇の

梅洞詩集

御裳濯川

林春信

五十鈴川月

同

倭姬對、嫦娥、川上仰天闕、御裳濯、無塵、一身清似月

賴 裏

平地生、雲氣參天疊木陰、万年神在處、兆庶子來心、此水流

今古、何人測、淺深、姦雄欺、裔胄不道、大陽臨

拷幡、皇女墓

五十五鈴川の邊ふるよし、正史又見
えたりと、今は、其の所、詳からず。

拷幡、皇女ハ、稚足姫、皇女とも、白髮内親王とも稱す。稚足天皇の

皇女よれこーて、第五代の齋宮よ坐す。阿閑臣國見の謠により、
冤罪を蒙りて、縊死一給ひき。或も云ふ。捕都の皇女森ハ、即、其の

舊趾ならむと。

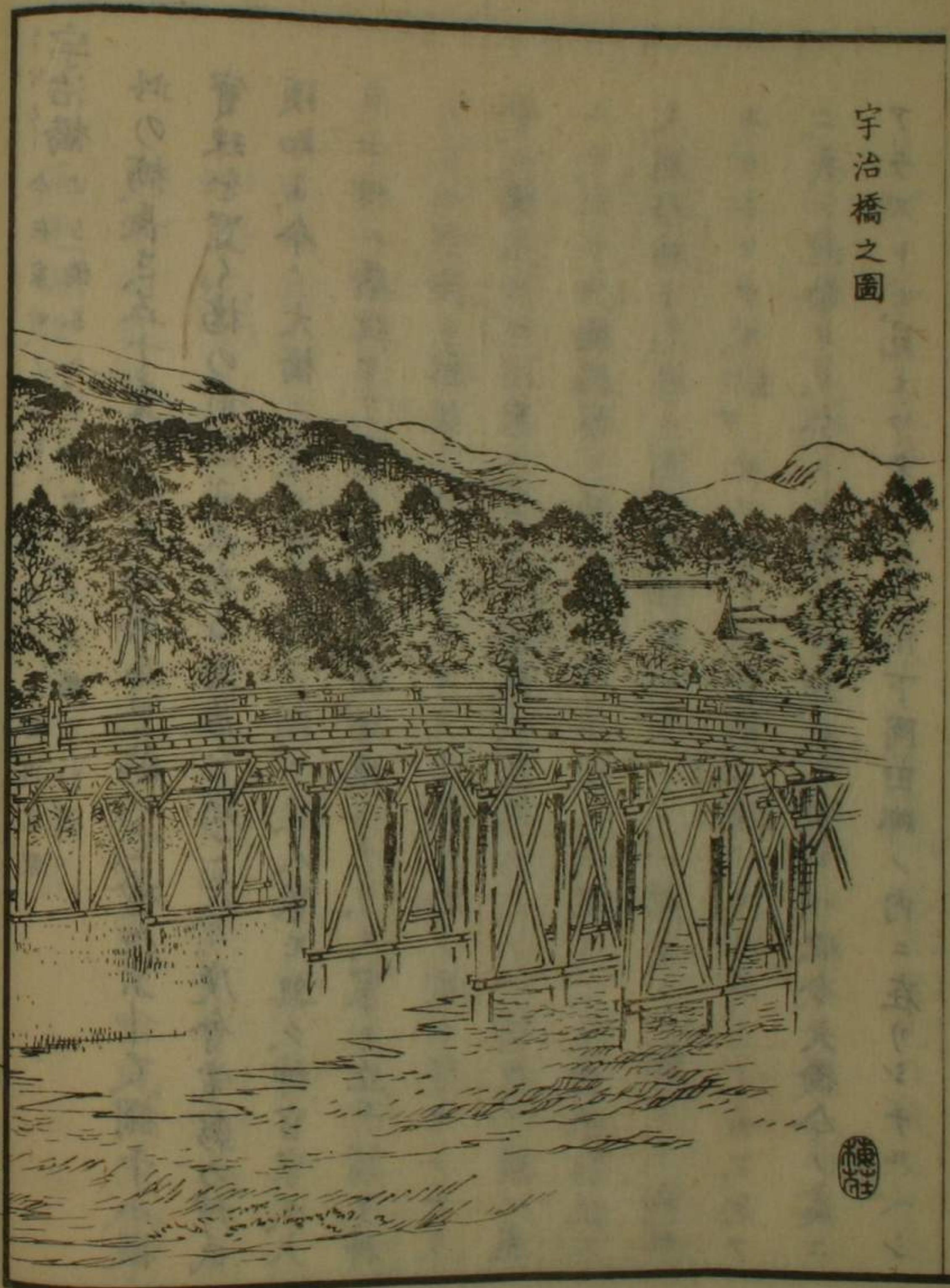
日本書紀雄界天皇條
三年夏四月、阿閑臣國見アカミノミコト、更名磯シマ、潛シタマ、榜タガ、皇女與湯人ヨウジン、廬城部連武彦スミヤヒコ、曰武彦ヒコ、奸カニ、皇女而使任身ハラマ、湯人ヨウジン、此史シキ、武彦之父キコ、枳莒シキヨ、喻キテ、聞シム、此流言シラフ、恐クニ、禍ハナシ、及シテ、身ヒメ、誘シテ、繩タガ、武彦於盧城河ルシヨウガワ、僞シテ、使シテ、鷦鷯サザエ、没水モツミズ、捕魚シテ、因其不意リクシテ、而打殺タマシ、天皇アマノミコト、聞シム、遣シテ、使者ツバサ、案シテ、問シテ、皇女ミマコ、皇女ミマコ、對シテ、言シテ、妾ミツバチ、不識シテ、也シテ、俄シテ、而皇女貴持神鏡ミミラヂ、詣シテ、於五十鈴シシキ、河上カワヒ、同シテ、入シテ、不行シテ、埋鏡鑑死ミミラヂ、天皇アマノミコト、疑シテ、皇女ミマコ、不在シテ、恒シテ、使シテ、闇夜東西求覓シテ、乃於河上カワヒ、虹シマツブ、見シテ、如シテ、她ヨリシテ、四五丈者堀シマツブ、虹シマツブ、起處シマツブ、而獲神鏡ミミラヂ、移行未遠シテ、得シテ、皇女ミマコ、屍割シテ、而觀シテ、之腹中有物シテ、如水シテ、水中有石シテ、枳莒シキヨ、喻由斯シテ、得雪シテ、子コノコ、罪還悔殺子シテ、報殺國見シテ、逃匿シテ、石上シマツブ、神宮ミマコノミコト。

宇治橋

今在家町アカミノミチと神苑シマツブとの間シテ、五十鈴川シシキガワ又架シテ。

此の橋、長さ五十壹間、濶さ四間あり。總べて、檜作小一、欄干小、擬寶珠を置く。橋の前後又大かる鳥居を建てたり。度會常彰の神氏須知スミヤヒコ、今ノ大橋ノ邊ハ、昔ハ、川ノ洲ニテ、人家モ無久、神官家モ、大半中村ニ居住セリ。其ノ後川ノ洲、平地トナリ、人家モ立チ續キ、神官家モ、宇治ニ移住シヨキニツキテ、大橋シマツブ、今ノ處ニ架セシナリ。昔大橋人シマツブヒトソバ川原ニ在リシ證據ハ、先年、今ノソバ川原ノ橋ノ處ニテ、大ナル橋杭等ヲ堀リ出シキト言ヘリ。然ルニ、士佛參詣記ニ、又、瀧祭神トテ、河ノ洲崎ニ、松杉ナンド人シマツブヒト、一村立テル計ニテ、御社モマシマサズ。○中北ヲ望メバ、長橋人シマツブヒト、流ヲキル有リト云フ。思フニ、夫ノ瀧祭ヨリ、今ノ大橋ノ方、即、北ニ當レバ、假令、大橋、今ノ處ニアラズトモ、見エワタリタル川下岡田郷ノ内ニ在リシナルベシ。

宇治橋之圖



と見えたり。此の橋、往古ハ假木、岡田郷の中央より、東岸ある岩井
田山ふ架一たろくを、永享六年、足利義教寄進の時、今之所より移
て、堅牢なる大橋と為志一からむ。爾來も、朽損の度おとに、幕府よ
り造營する例規ありき。近年、神宮司廳の所轄より属せり。

因より云ふ。大橋造營の度毎に、渡始ワタフタの式あり。先皇大神宮神宜政
所公文家司等、橘姫の社より奉着一て、祭事を行ひ、大麻を、北側、西
より第二番目の擬寶珠の中より納じかねて、度會郡の人民より、
三夫婦揃ひ一者を撰み置き、其の祖母を、渡女ワタメと称し、小袖綿袴
小被衣カヒガムを著せ一め、祖父を、渡男ワタノヤと唱へ、素袍烏帽子を著せ一め、

祭事の終るを俟ち、前後行裝を整へて、橋を渡ら志むるあり。

河崎氏年代記
永享六年甲寅内宮大橋、自普光院殿足利義教公有御渡、奉行御火大夫

元秀





松木氏年代記 天正十九年辛卯閏白殿ヨリ、内宮宇治橋、并不動堂建ス。

同書

慶長九歳、内宮大橋、鳥居橋姫、橋奉行、雨森出雲守、

天更晝零記

明應四年八月八日、五十鈴御裳濯之兩橋、并人家五十餘宇流失、

饗土橋姫神社、宇治橋の西詣道の右側ニ

坐す。皇大神宮の所標あり。

舊蹟聞書又、慶長九年、宇治橋造替の時、山城の宇治橋は倣ひて、之を建てしよし見えたり。然きども、文明九年の氏經日記、既に橋姫御前社の目あり。されば其の以前より称し奉りしもべし。案するに、建久年中行事二月十二日神態の條、津長社供奉如昨日饗土二本櫻下、經津長參トあり。今又此の社域ニ櫻の大樹存せり。

古道饗の祭場ありしこと、論なし。

氏經日記文明九年四月廿八日条

大橋之橋姫御前社奉造替就其為橋祈禱十人禰宜中申、十

万度之御祓勤仕。

網受 宇治橋の下ニ長き竹竿の頭ニ糸網を張り、往来人ニ投銭を乞ふ者あり。之を、網受といふ。古くハ、圓上と称せしよ。

原時芳筆記

織田平信長没落後、家臣鳥屋尾左京ち申者當所ニ來住、傍輩之浪人を、其縁を以、諸大名又奉公ニ出、又左京儀ハ、他家之主人ニ仕夏、不卒意ニ被存候、然共牢人之身、渡世之送り様無之歟、毎日大橋之下へ出、竹末ニ編笠を付、鎧之上手筋、其目當を以、諸奏官人ニ錢を請、百錢又一錢も受、落スト云、夏ふト、或時、細川家沖參官有、之左京を御覽有て、兼而御存知之者歟、因尋、成左京を本地ニ、乃右抱有、由右圓上、正徳年中より、糸網威成、櫻主膳家来島住長五郎兵衛造始ト云、

神路山 皇大神宮御山

古書ニテ、神道山、又天照山、神垣山、大山、宇治山、津長原など見えた
也。現宮域より東南小嶋嶺より龍嶺切原類ふどの山嶺を、總べて、

かく稱したるあり。神鏡廣博記、及新古今集、神祇百首等又、鷦日山

往古也此の山を、式年御造營の御松山と定められることもあり

き。今なれど重疊せる峻峯、五十鈴川を挟みて、雲間小挺秀し、四時、積

翠の色を改めず。實小千古秀靈の鍾まれる所なり。

太神宮諸雜事記天暦七年九月條
五十鈴川俄洗岸、洪水出來、往還不通。因之神部人面等、乍奉

持神御衣等、三員、官司相共、二ヶ日夜之間、逗留宇治山。

弘安參詣記
次ミ内宮ニ參リ侍レバ、神地ノ山ノ嵐ノ音、有爲ノ妄雲モ、忽ニ

晴レ、御裳濯川ノ浪ノ音、无始ノ罪障モ、早ク濯シタル心地シテ、

承リ及ビシニモ過ギテ、身ノ毛イヨダナ。下畧

園大曆

大外記中原朝臣師顯仰偶内大臣宣奉勅太神宮遷宮神道山松料木採盡由造宮使久世言上何様可有沙汰哉宜令紀傳明經明法道等博士勘申者又曰嘉元二年造替之時神道

山之料材木盡之由造宮使久世註進被行軒廊御上被用伊勢國江馬山御松

勢州古今名所集

於保山ハ神路山ノ別名也ト云フ古老ノ傳ナリ。神拜垢離ノ歌ニかきならす、大山本の、五十鈴河、八百萬代の、罪も残らじ。

元亨釋書

予詣勢州神祠、高山環峙、清河繞流、杉林森矗、大數十圍、高百

餘尺、一鳥不鳴、幽邃間爾。

新古今集
同

神路山月もやなる誓有りて天の下をば照すなり是

西行

御集
續後撰集

神路山ねり年年の陰義みゆきむをばかはる節

順德院

うか路やま碑の終日の限をば照す誓やあが君の為

荒木田延季

君が代を乃ねぢちる神路山はきちうひといふも思ひ

作者不詳

續千載集
神路山陰の小草がよそよそすもれぬ處の處に

荒木田氏忠

祭主定世朝臣、祖父隆通卿公
家為所祈内宮より參籠の時

神路山さも面向き獨うな天の岩戸の春やけをひ

風雅集
ふて思ひ作きてむ神路山はまをはでせゆつ

荒木田房継

新十載集
天の原あく岩戸の神路山日月暁らぬ世よこをあは

慈道親王

同
秋を送り迎へて神路山月の天照る光をもらむ

新拾遺集
ちくやづ神路の山れわく新行君が代は暁わすな

常磐井太政官

新續古今集
暁なき君が八代を照する神路の山よ出づる月秋

達智門院

同
神路山峯のねが枝年うつてまぐねをひ我か君が爲

天文十一年太神官千首
公づる日よゆふ神路の山ちく雲井も回じ春やちうむ

後鳥羽院

建武元年度會朝棟亭會
やはらぐる光をや神路山天照る月のちうてほむわむ

度會貞香

夫木抄
わが打し神路のゆれねの風幾代のそとをひ裏らじ

季能

神路山下は岩根の宮極矣遠へねば代とぞを開け

後院院閑台

同
ゑぐ天城河とつけて神路山文代の聲ぞ聞か

達智門院

僧正行意
神路月

鳳岡詩集
山粧烟黛画地鋪風霜練月如神德明行人仰首見

丸山宇治橋より南一町許あり。今在家

丸山町より属す。山腹に稻荷社を勧請せり。

落合河原所にて落ち合へるを以て、かく名づけたりとぞ。

伊勢の神道山の月、杉の木すゑ隠れて、みもすそ

はとごち丸山の麓より、川沿ひして行

通海

法度口く道をいふ。櫻楓の樹多し。

神域接近の地あれど、不淨を制禁せしゆふよ、かく名づけしに

や。騒人文士、其の文字の雅あらざるを以て、鳩口を作。本郡一

宇郷龍嶺葛蒲、床の木切原嶺等を歴て、南海五ヶ所より至る里

縦門葉集
月を早神道の津よ公でぬらし御川の西よ新を拂き

通海

はとごち丸山の麓より、川沿ひして行

通海

伊勢の神道山の月、杉の木すゑ隠れて、みもすそ

川の西北落合川原より、影見えけきを、より侍りける。

道あり。近年、嶮岨を避けて、新小車馬道を開きたう。

一瀬（五十鈴川第一の瀬）あり。數十の石矼を置き、人を通す。

維新前までは、此の所より、番屋ありき。御贊小屋といへり。南海の浦浦より、魚藻を擔ひて、市場より出づる道ありて、漁人其の荷前を神宮より納め所あり。一の瀬より、五十鈴川より泝る溪洞、凡十四五町の沿途ふも、巨岩大石、互に奇状を呈し、其の間、奔湍衝激して、石と相搏ち、珠沫霏々たり。人をして、恍惚として、小石潭より遊べ、旅想をなきしむ。耽中、鰐石、竈洞、熊洞、海龍石、屏風岩、御船石、西行灰なども、最偉觀あり。人寰を距ること、咫尺ふして、かる仙境あるを、いとめづらし。白晝をくら、行蹤絶えて、幽谷又響く椎斧の聲の、丁ぐどにて、溪韻と相和するのみ。

癸亥八月七日同諸君游鰐石

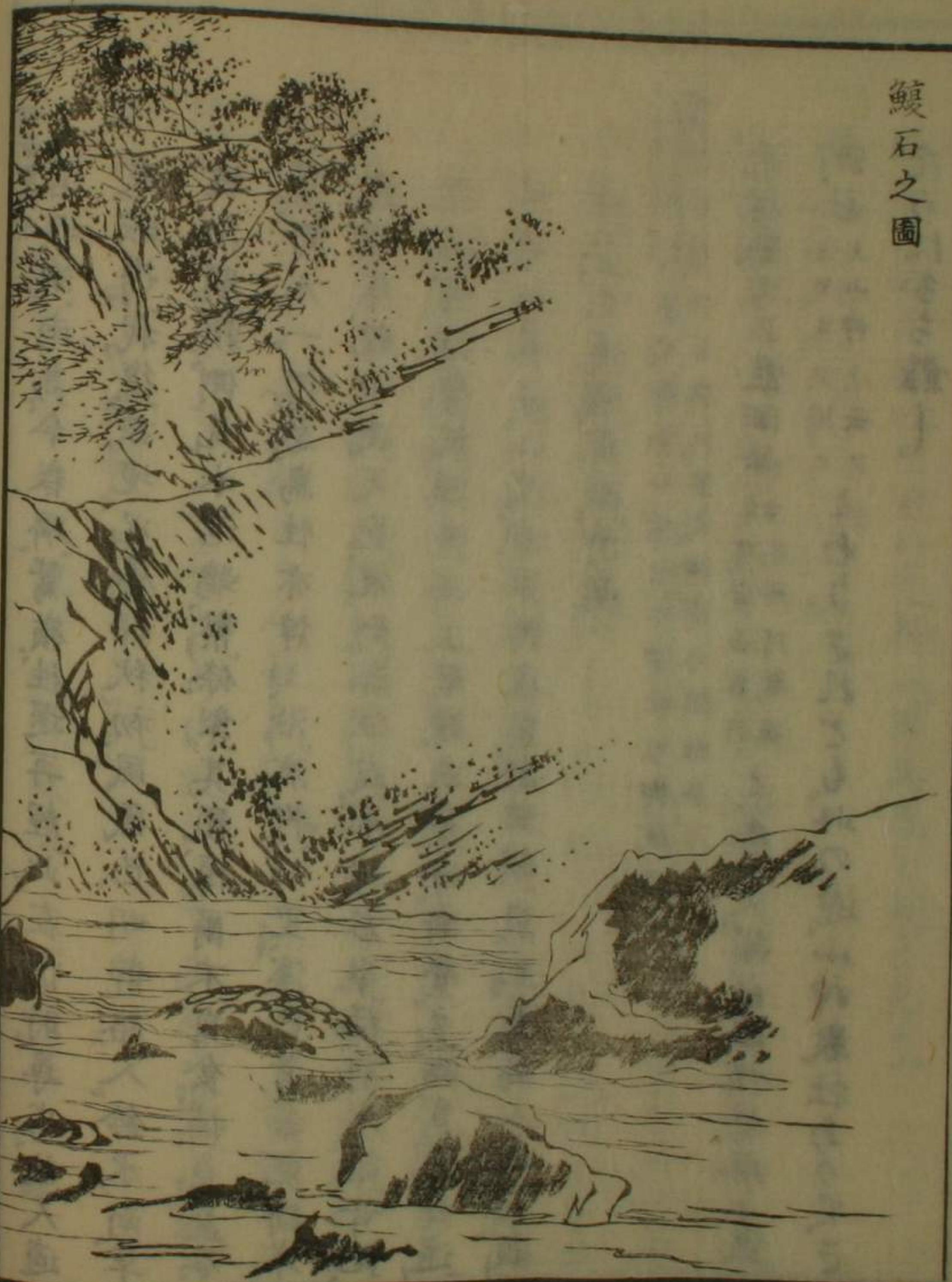
山口 班

昔我游南島、今春躋驚嶺、往還再經此、在憶時尋省、故人適良暇、攜我復茲境、况屬仲秋初、風氣已明靜、路入鈴水南、草坡花間、頽側見水老鷗、繫條掣其頸、傷爾不自食、捕魚盈簾筭、野人一何忍、鳥性亦悻々、沿流將一里、溪色蓄華艷、斷岸透潭底、鏡中倒天影、既到奔注處、水悍石爭猛、前度諳奇絕、恍然有餘警、把酒俯湍上、數醒衣易冷、漸覺多幽意、岑繞遠市井、松峯蔽山陘、凝翠轉森慙、歸樵帶嵐光、高鳥入霽景、顧當企先達、燭眉擬清頰。

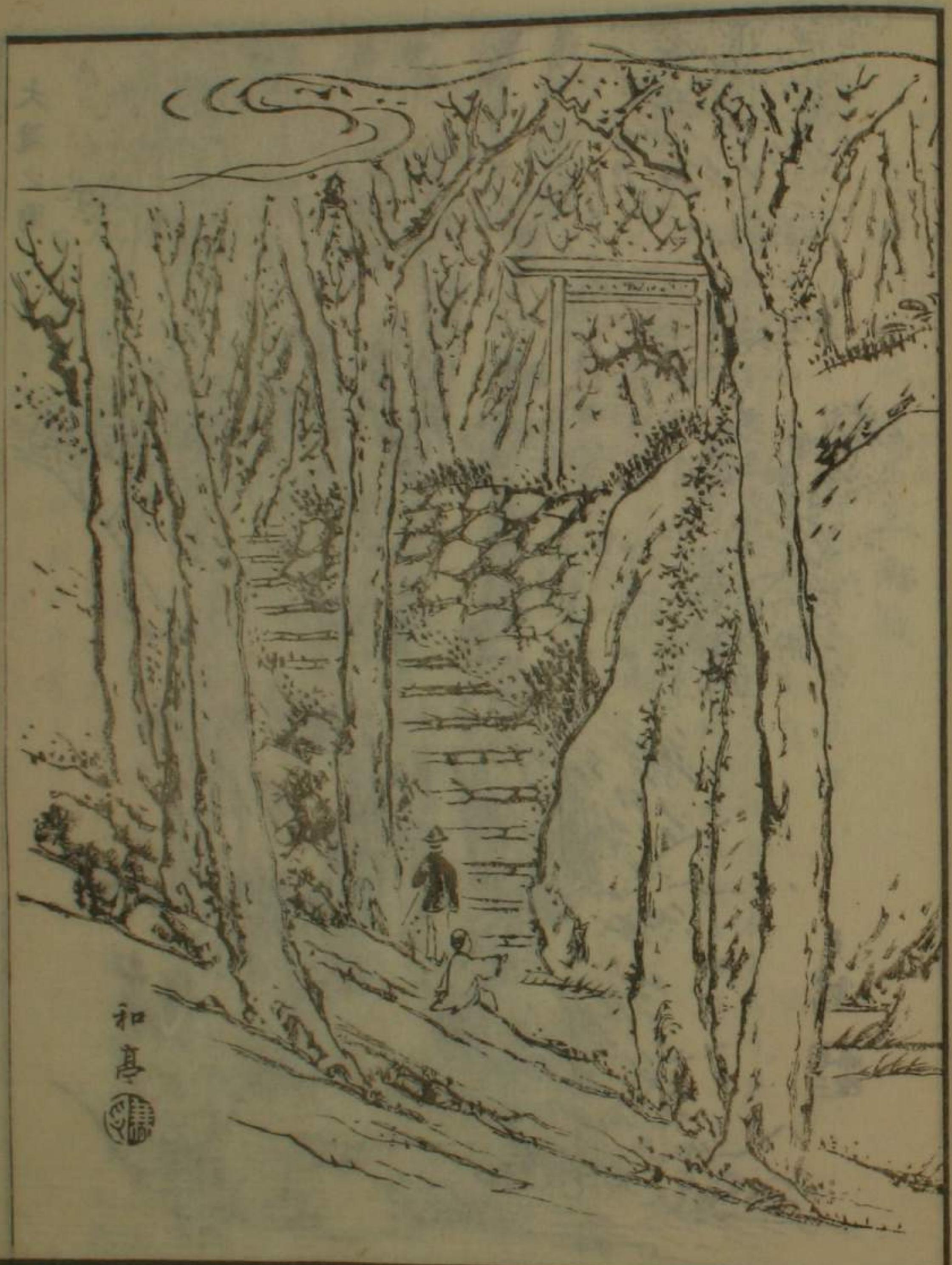
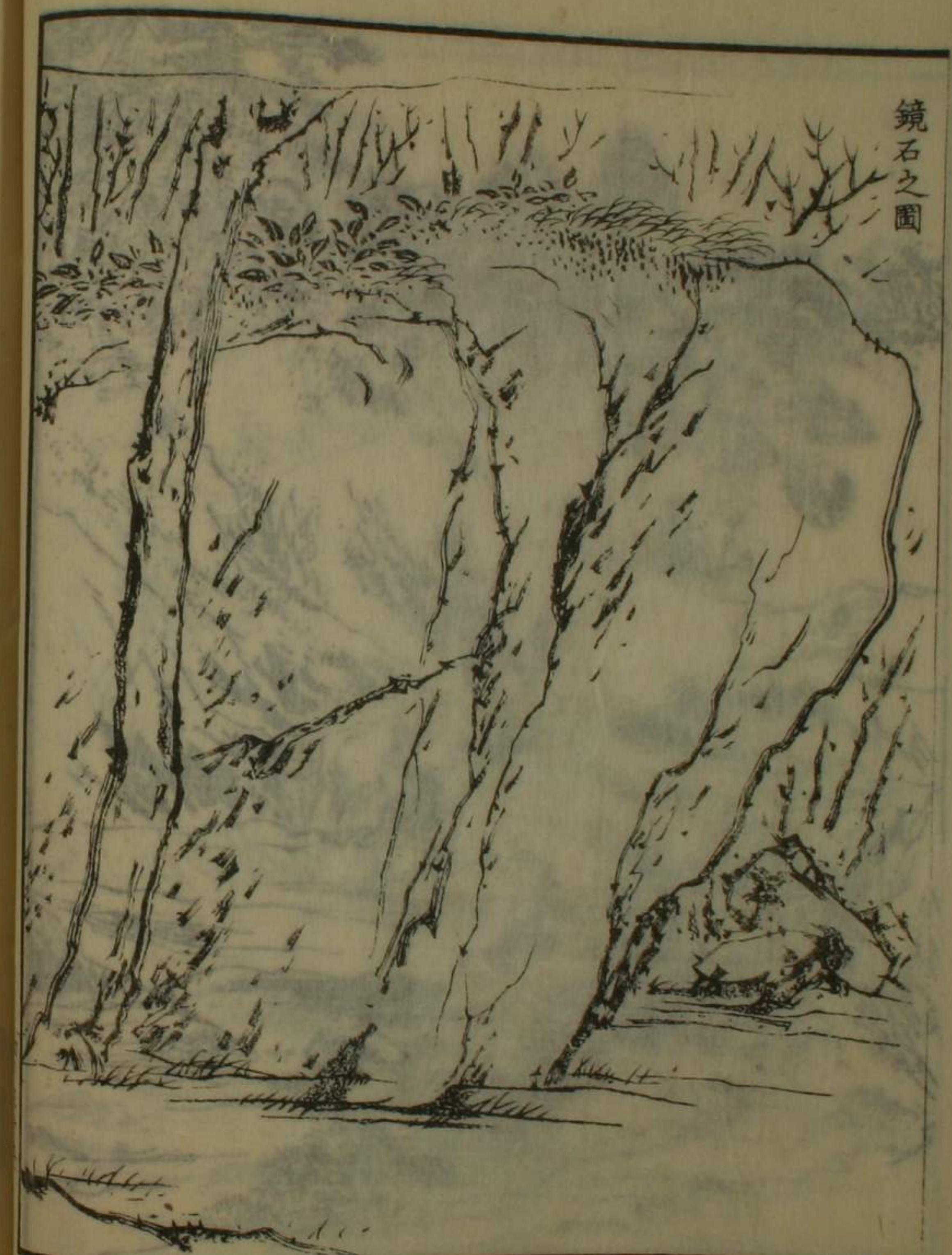
熊淵神社（舊地詳からず、大水神社の御殿の内より坐す、皇大神宮の攝社あり。）

元禄勘文小熊淵神社（有宮山百乃木所川原西）と見え、又攝社忝詣要路小熊淵社、（ミモスソ川ノ）ト云ふとあり。されども、此の邊、山神、數社ありて、さだうにかち難し。

鰐石之圖



鏡石之圖



大風

和亭

大瀧之圖



建久年中行事正月十一日御辭事條
熊淵河合社拜、西上南面。

山神社

道の左よりあり。此の所より、石矼を渡り、南島より至る古道あり。

牛石

山神社の前を、直々行くこと一町許。道の右よりあり。形、牛に似たり。もと、山間より一を、小川地某。此の所より移したうと云ふ。

鏡石

牛石より二町許

牛石より水涯ふあり。

路の右侧より鳥居あり。夫より下ること十步みて、高さ、二丈模、

五丈许の巨岩あり。西面、削るが如くして、晶瑩、物を鑑らすべし。

白銅鏡よりあらず。土俗、山鏡と稱す。

元長奉詣
神路山ニ、山鏡トテ、山神坐ス岩ニテ、影ノ寫リケレバ、常ニハ、

鏡石ト云フ。

鏡石

神社

石津賀神社

鏡石の上、同玉垣の内より坐す。ともより、近

元禄勘文

石津賀神社、祭祝未考、神社板龜、鳥居中龜、社

石社、配軒在御本宮、東西神道山、祭祝未考、社高五尺、長五尺、廣四尺五寸、

神足石

五十鈴川の上流にて、往々拾ひ取る者あり。

仙人櫓

碁盤石

共々、神路山の山中より。されば人の至ること希あり。

張尾紫薇

神路山字張尾あり。高さニ丈、横數丈有り。老幹糾結多く、連理を成せり。花時、遠く望めり、紅霞、數町に映射せり。

大瀧

神路山字大瀧あり。高さ六丈九尺、濶さ四尺。鉅岩數仞の上より、霏々直下せり。兩崖の楓樹、飛泉も根を洗ひて、恰、塵尾の如し。

小瀧

同所あり。高さ四丈二尺、濶さ三尺。亦觀るべきあり。

表見張所

一鳥居橋の右側あり。神官衛士の一時間毎に交替して、晝夜を戒むる所あり。

一鳥居橋

域内の御池より流れ出づる川又架せり。皇大神宮表の参道なり。傍々下馬札及禁令の制牌を立つ。

神宮司廳

左より。あり。

往古より、神郡の政務も、大神宮司廳、宮中の政勢は、兩宮の廳舎にて執り行ひ奉り。城維新の際、之を廢せられて、更に此乃廳を置かれたり。

一鳥居

参道の正

表見張所

一鳥居橋の左より。あり。

皇大神宮第一の鳥居

從前失是より内、兵仗及佛具等を禁ぜること、豊受大神宮又同じうべき。

行在所

一鳥居の内、参道の左より在り。行幸啓の時の用に供せむとて設けたる御殿あり。

參集所

行在所の東より。祭典の時、神官の齋宿する所あり。

徃古は五十鈴川の東岸

ふあり。が、萬治三年の洪水ふ漂流せり。を以て、寛文元年、此の所に建設したと云ふ。

皇太神宮儀式帳

禰宜齋館一院

宇治大内人齋館

一院

大内人二人宿館

二院

物忌并小内人宿館

五院

宮守物忌齋館

屋一間

諸物忌小内人常宿齋館

屋一十二間

祓所 参道の右よりあり。二の鳥居の祓行事より仕へ奉る神官の祓を修むる所なり。
年七度の神宮大祓、また神武天皇、孝明天皇の巡拜等八ヶ所、此の所にて執行せり。

手水場 祓所の南川

岸ふあり。

此の所より石を置み水を掬ふふ便せても、元禄五年、徳川綱吉の生母本荘氏よりの寄進なりといふ。

齋内親王河原殿院 正殿と二の鳥居との間よりあり。

正殿、御装束宿殿、御輿宿殿、御廁殿の四殿を一區とし、河原殿院
中称せし由、儀式帳ふ見えたる。齋内親王御参向の節、此の院
小て御小憩あり。夫より、腰輿より給ひ一所なり。

皇太神宮儀式帳

齋内親王川原殿一院

正殿一區、御装束宿殿一間、御輿宿殿一間、御廁殿一間、
防牲籬一重、

建久年中行事月次祭條

於寮御火者、於一鳥居止畢齋内親王、河原殿、與二鳥居中

間腰輿移御齋王候殿御著

二鳥居

一鳥居の次、参道より建てり。此の所より、官幣以下
を淨むる行事あり。皇族の下馬も、此の所あり。

子良館 参道を右より折きて、風の宮へ行く右傍ふあり。

因小云ふ。慶長十二年、國母仙院より、両宮の子良館より、貝桶を下
し賜ひることあり。今、猶廳庫より保存せり。其の蓋の裏に、良姓親
王の筆跡あり。左より掲ぐ。

神風やみもよそ川の志めはうちには、子良の子とりふたりのあ
と。朝夕は神づくへのほう乃つまくとも、をもなぐさむべきがの
所のものてらそび弱ふとて、かたづけあくも、國母仙院より、
貝桶をくごー給ひる事あり。かの大中臣輔弘が、またゑみ
ゆうねのむらだちと詠じけむも、所が、此のためよやとか
りひあをせらき左右ふわうもつたううら比名の二見も、此の

をけよせあつや。おはせをうけみそりて、事じよ成
いきかち付くふす。

慶長十二年三月廿八日

入道親王良恕記之

今一箇の裏ふも、左の如くあり。

伊勢の國二見の浦にて、大中臣輔弘
ふくしげ二見の浦の貝をもみすに、ふるゆの村立

慶長十二年三月廿八日

親王書之

一葉集

子良館のうしろふ梅ありといへぞ

わせ

時雍館

参道の左より。明治六年、當時神宮大宮司本荘宗秀、金二千圓

を献納

して建設したる説教場あり。同十五年、神官、教導職分離

の後、御神樂殿の附

属舎とありたど。

御神樂殿

参道の左より。衆庶の志願によりて、
御神樂を奏し、御饌を供進する所あり。

廳舍ちやうしゃ
舊地ハ、御神樂殿の構内ニ屬セ
り。宮政を執り行ひし所あり。

五丈殿

御神樂殿の東参
道の北より。

兩儀の時より、二の鳥居及忌火屋殿前被の行事等、皆此の殿にて
行むる。直會式のあら時も、此の殿を用うる例あり。往古ハ西ふ、九
丈殿南より神司殿仰りて、此の一區を直會院といひき。

直會殿 一院

九大殿一間、五丈殿一間、四丈殿一間、已上檜皮

御門一間、防往籬一重、

延喜式

就直會院第一殿、南面坐、以位記置案上、史喚名給、被喚名詔

殿前東向

宜内人北上、東面重行、訖則奉拜太神、拍手、次北向朝拜、

兵範記

伍間壹面、檜皮葺、壹殿壹宇肆間、檜皮葺、主神司殿壹宇、玖間、

檜皮葺、九丈殿壹宇、

酒殿 五丈殿の北より、神酒を釀す所あり。前に、蕃屏を設く。

往古も、勢所廳、其の外、殿舎、數棟ありて、此の一區を、酒殿院といひき。

皇太神宮儀式帳

御酒殿一院、酒殿一間、勢所廳一間、倉二字、盛殿一間、大炊屋

一間、防往籬一重、

由貴御倉 酒殿の東より並び建てり。儀式帳不載せ。酒殿の東より並び建てり。儀式帳不載せ。

皇太神宮儀式帳六月條

禰宜内人物忌等、從湯貴御倉下宛奉大御饌、朝夕大御饌、二

時之料御田、刈稻、

水量柱 神宮御改正の前までハ、毎年正月十四日夜、酒殿の前置石の邊より柱

建久年中行事

正月十四日夜、水量柱立、支政所物忌父一人、御巫内人等、

先吉占木酒殿前置石北端立、月影九丈殿、西軒、酒殿、西軒、ト

同通指時、是夜半也、占木影指所博士木立也、件中間遠吉知近

不吉知也、歲善惡以是知也、

櫻宮石壇 由貴殿の異より、建久年中行事より櫻宮とも、櫻御前

建久年中行事六月條

旦彼社祝岳自由貴殿請預忌火屋殿荒垣坤角彼神祭祀

所石疊持參御神酒贊菓子供進次正權神主并玉串大内人

著衣冠主神司殿參東爲上正禰宜次權任神主玉串大内人

着祝部鬘木綿持進寄始從一禰宜迄權官玉串大内人大物

忌父兄部賜之各手一端之後請取著用其後前石階一禰宜

詔刀申申久今年六月廿日乃今時以天小朝熊乃皇神乃廣

前尔恐美恐美申久○下

忌火屋殿

皇太神宮儀式帳

禁典の時、御饌御贊を調理する所あり。

御膳宿一院、殿二間、廻防往籬一重、

建久年中行事六月條

方々御稻等之中、一御方於忌火屋殿奉春大物忌子良氏女荒木田

先奉仕母良相具也、

肆間檜皮普忌屋殿壹宇、

祓所 忌火屋殿の前庭ふあり。諸祭典の節、御饌
御贊及奉仕神官を祓ひ清むる所あり。

御龕木屋 忌火屋殿の

齋内親王御膳院 忌火屋殿の近きあたりはあり

西より入るときハ、御廄、御稻御食外幣殿の前を経て同宮に至る。

嘉曆公卿勅使記小、荒祭宮の遙拜終て、齋王の御饌殿の後みて、

補宜明衣を脱る由見えたり。

荒祭宮遙拜所 参道の左より。皇大神宮の別宮、荒祭宮の遙拜所あり。此の所より枝路

皇太神宮儀式帳祈年祭條

荒祭宮版位就坐、四段拜奉短手二段拍畢

即使并太神宮司

外直會殿就坐、

建久年中行事正月條

退出時於長石橋砌、荒祭宮拜手兩段、東上、次興玉宮拜、南上、

御輿宿 遥拜所の南、参道の左より。齋宮中絶の後ハ

雨儀の玉串行事を以て此の内みて行ひきとぞ。

叔種石 板垣西御門外、

北側よりあり。

此の石、元五十鈴川上字荒田の川原より。天明年中御造營の時、楠郡郷の人民之を獻せむとて、運送少、年月を経て、食料比闕乏を告げ、叔種をも喰ひ盡して、宮城迄曳き終へりが故よがくも、名づけたりやど。目今、板垣西南の角ある岡田郷より、獻

玉串行事所 参道の兩側より、版位を設く。其

江家次第

參太神宮參進、次第、御幣、祢宜等列立、御輿宿、南方、使列立、其

愚昧記

治承元年九月十五日、公卿勅使至御輿宿、北方、予房以下列

立、西面南上、先是、祢宜等列立、其南、相去四五尺、許、西面北上、予向、祢宜揖、

祢宜答揖、

御贊調舎 板垣御門の南、石

燈の下にあり。

調査の傍よ、五尺許の石壇あり。豐受大神の御坐と云ふ。蓋、豐受大

西

神も山田原又中鎮座あれども、三節の御祭より、特よ此の石壇より迎へ奉で、其の御前より、御贊調理を仕へ奉るあり。近來も、餘の御祭より、此の所より、御贊を調理する事となれり。

御川みかわ御贊調査の前ある川をいふ。伊勢、志摩兩國の界より流れ出で、此の所より至りて、御川と称せらる。下流へ官域を貫き、五十鈴川いそがわと合す。

往古也此の川比中島なかじま又、豊受大神の石壇を設けたり。天平寶字六年九月十五日、會、洪水あり、一うむ、度會郡司たかあいぐんじ例より、黒木の御橋を架設せしとして誤りて、御川みかわを為す由、神宮諸雜事記より見えたり。

皇太神宮儀式帳

一供奉朝ささげあさげ、大御饌夕おほごくわんゆく、大御饌行事用物、支御贊清しめいせう、供奉、

御橋一處いちしょ、長十丈、廣二尺、高八尺、

石疊一處いちしょ、方四尺、

太神宮正南御門たいしんぐう、在伊鈴御河いりすのみかわ當此御門、流二俣也、此中島尔なかじま

造奉

石疊常造宮使營作奉、此止由氣大神乃入坐御坐也、御

橋者、度會郡司以黑木造奉、三節祭別禁封其橋、人度不往還、

則齋敬供奉、十六日夕、大御饌、十七日朝、大御饌尔、並御笥作

内人造奉御贊机尔、忌鍛冶内人造奉御贊小刀乎立豆、志摩

國、神戸百姓供進鮮蛇螺等御贊乎机上尔備置豆、禰宜内人

物忌等御贊御前追豆持立豆、開封御橋豆參度豆、止由氣大

神乃御前跪侍豆、則御河尔清奉豆、御膳料理畢、則如先持豆、

御贊御前追豆、天照皇大神乃御饌供奉、

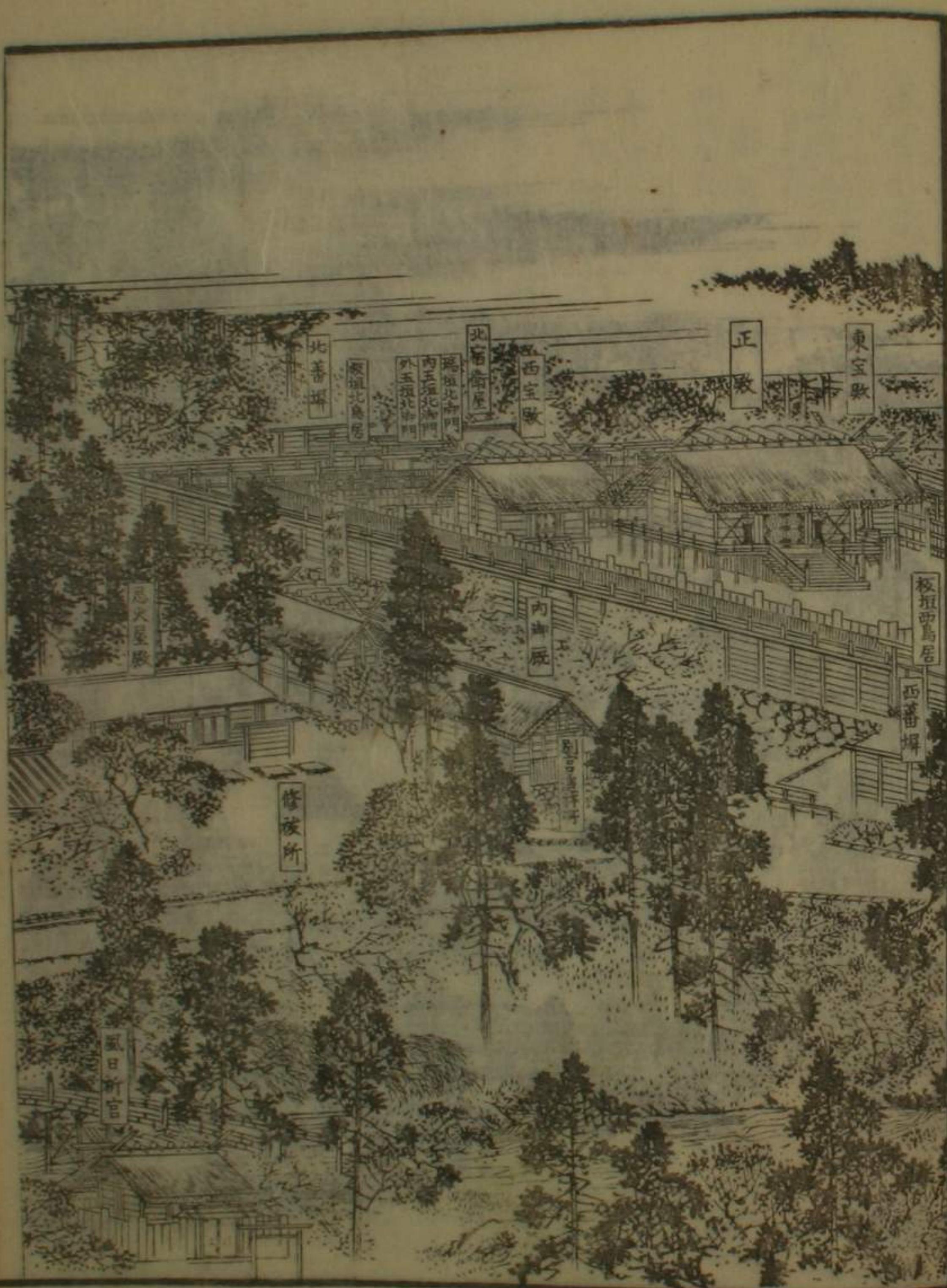
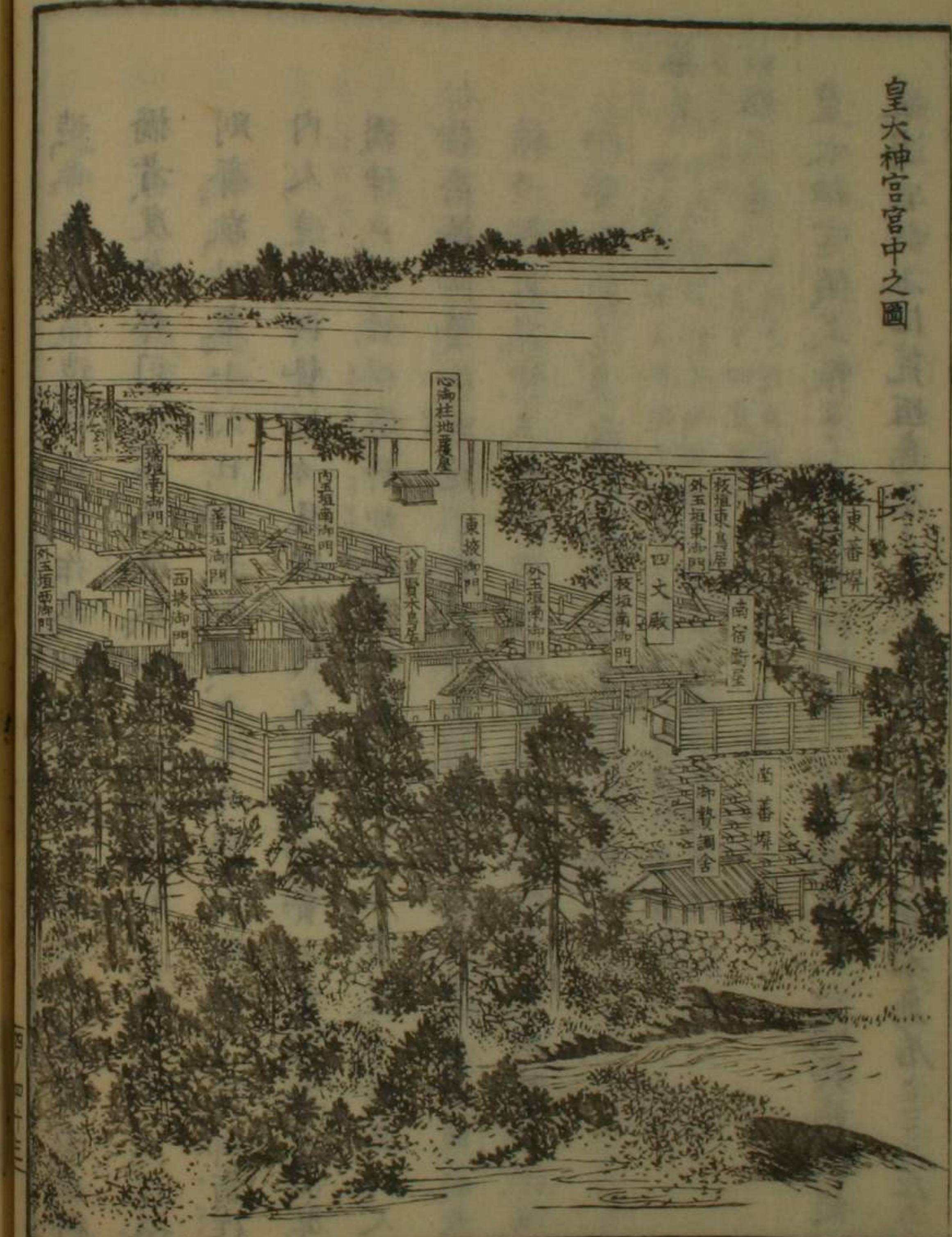
藩屏はんべい御贊調査と參道との界あり之を、南の藩屏と
いたがきのうちのふ。東西北とも、板垣の鳥居より樹にて建てり。

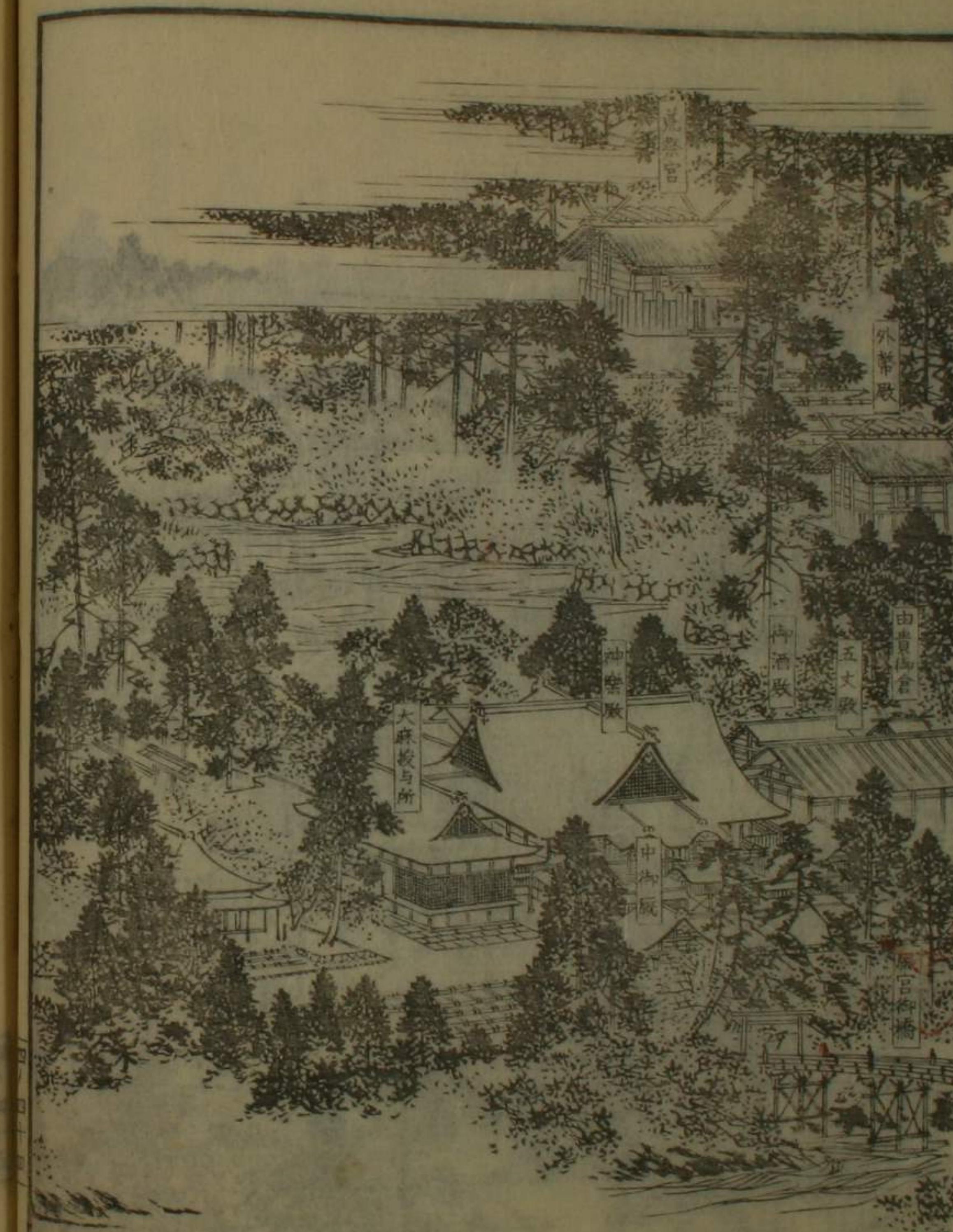
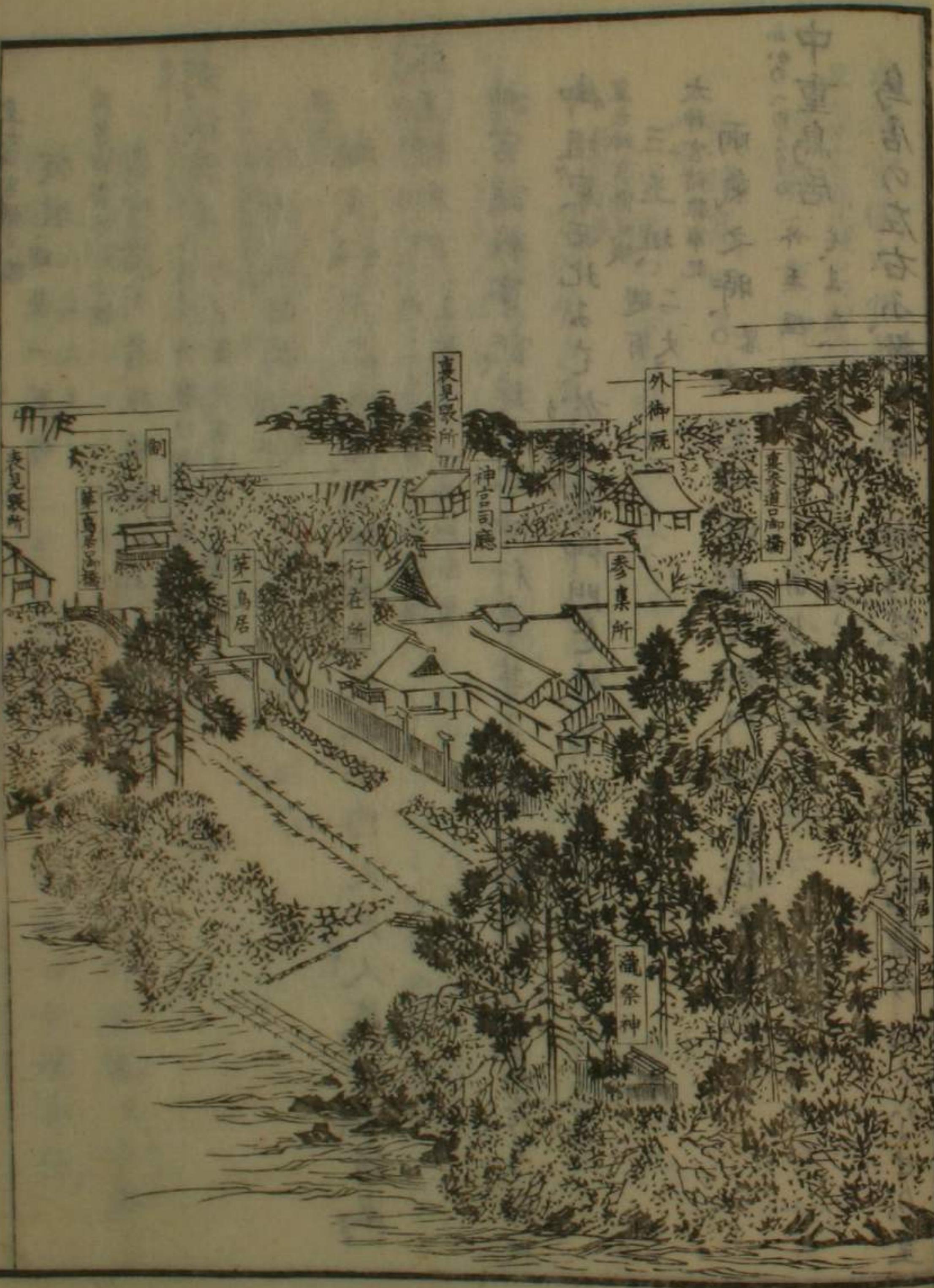
板垣鳥居

いたがきのうちのふ。内より四重目の御垣
ふ付きたる鳥居あり。

皇太神宮儀式帳より、第五重御門、或ハ板垣御門といひ、兵範記、文永遷官記ふは、荒垣鳥居といひ、請屋日記ふも、冠木鳥居と云えたり。

皇大神宮宮中之圖





皇太神宮儀式帳

板垣、廻長一百卅
八丈六尺

同書神嘗祭條分註

南宿衛屋

齋宮諸司者、板垣御門内分頭侍
神官晝夜宿直する所あり。

皇太神宮儀式帳

宿衛屋

四間、長各二丈

延喜式

禰宜

番、大内人、毎旬率物忌父並小内人、戸人等、分番宿直

外玉垣

御門

東西北より、於不嘗御門を付く。

外玉垣

御門

とがき内より三重目の御垣
付きたる御門あり。

中重鳥居

御門

あかねのうちも外玉垣御門の内よりあり。俗云
また、八重榦の鳥居といふ。

太神宮諸雜事記

雨氣之時

即第三重御門、東方一列、八枝八重、數六十四本、右方亦如左

員、竝高四尺、枝別木綿懸之、

御集

神風や八重の榦、まねても伊裳灌川のあざはるけき

新勅撰集

八重榦、繁き恵の数えていやどの榦よ君をわらむ

後鳥羽院

荒木田延成

石壺、豊受大神宮の所あるよ同じ。

其の義

四丈殿

中重鳥居の東よりあり。官幣を點檢する所あり。此の殿を、もともと
齋内親王侍殿といひこと、又ぞの西より、女嬬侍殿のありこそ
となど、豊受大神宮の

所ゆいへるふ同ド。

皇太神宮儀式帳

齋内親王侍殿一間、長四丈、廣二丈六

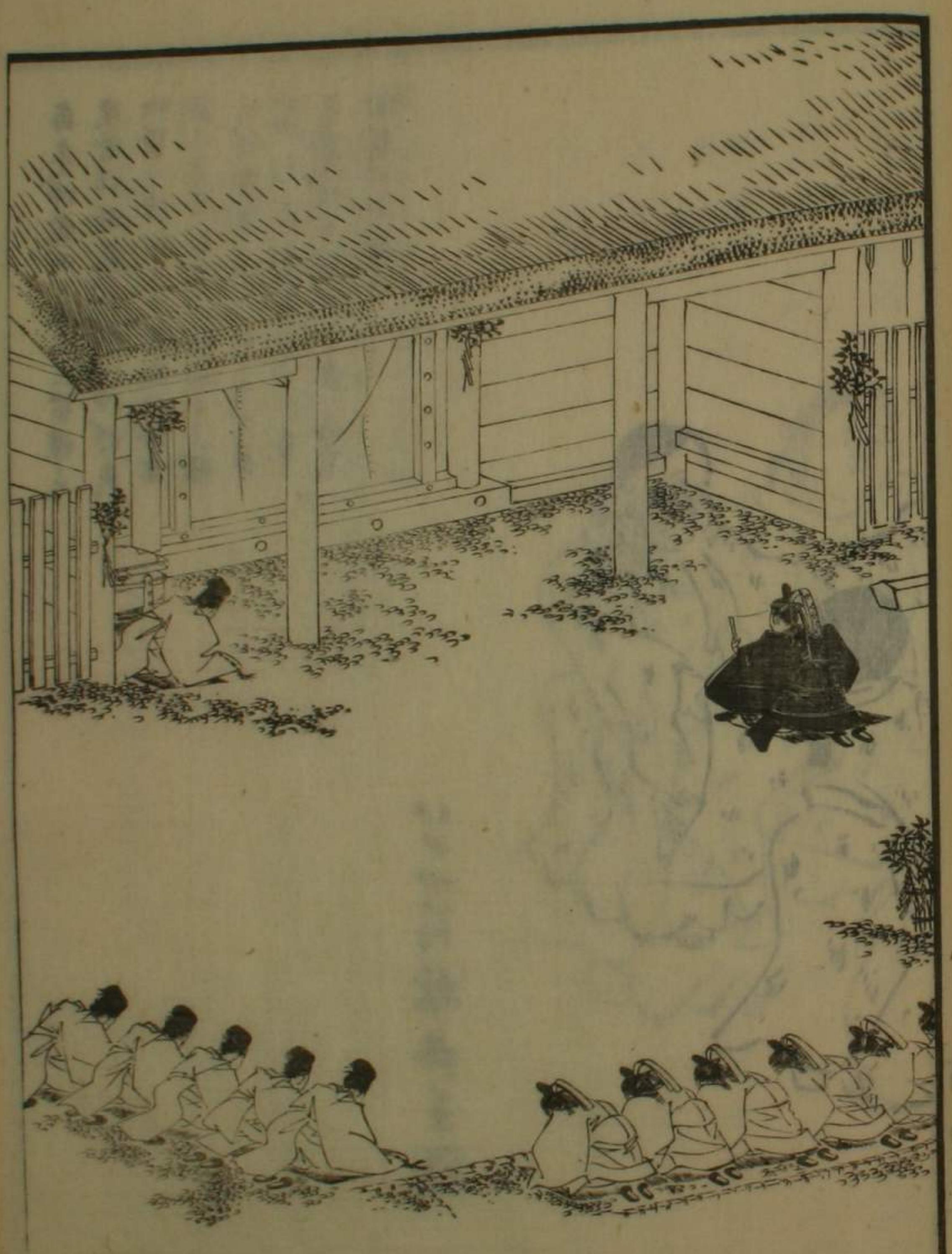
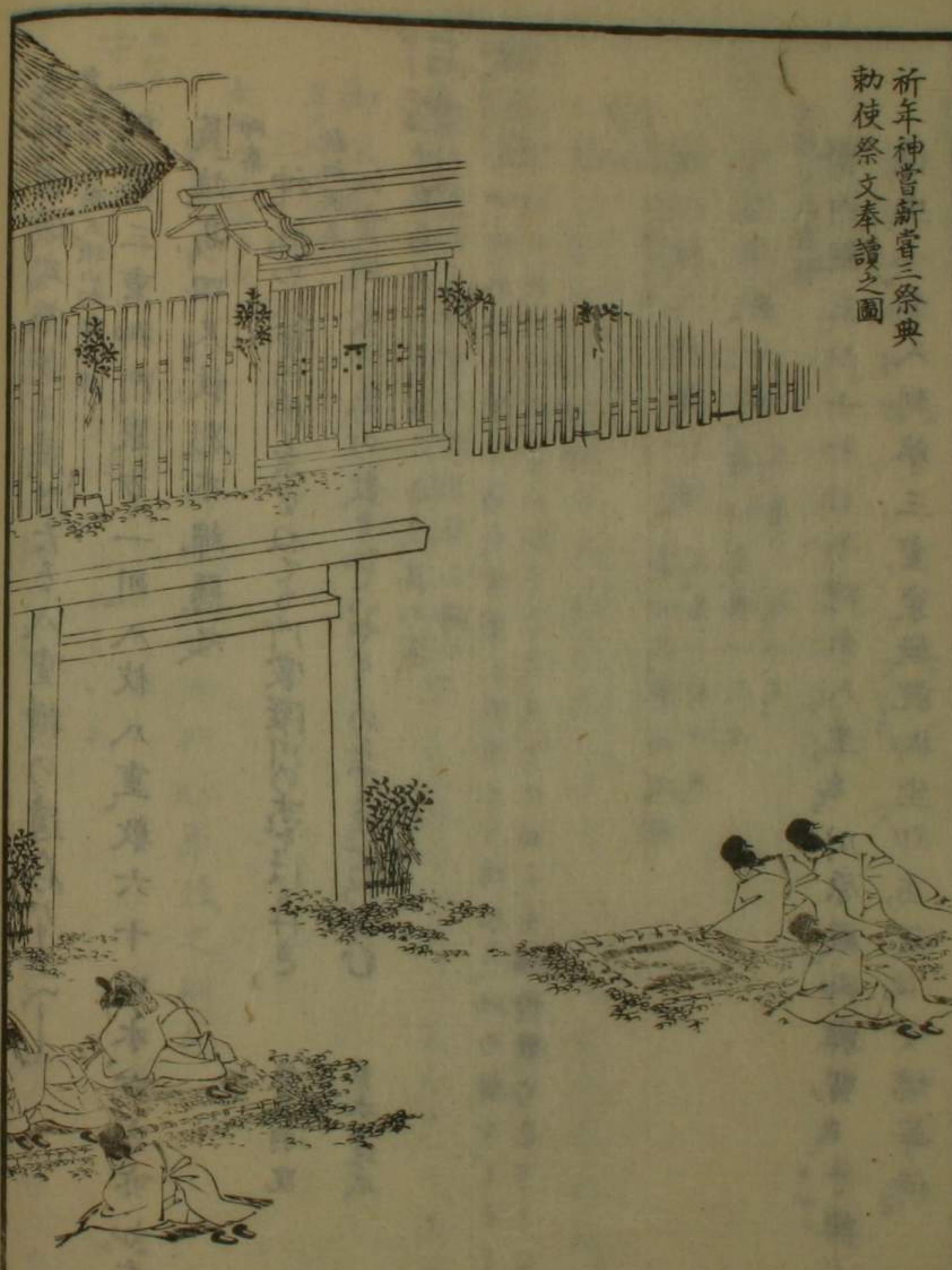
女嬬侍殿一間、長四丈、廣一丈七

同書月次祭條

齋内親王、以十七日午時、参入坐、川原殿御輿留、底手興仁

移坐、參入到第三重東殿就御坐、即西殿波女嬬等侍

祈年神嘗新嘗三祭典
勅使祭文奉讀之圖



毎年神嘗、両月次の三祭禮又
度會郡野藤、矢野山神、積良
牧野の諸村より、親孫宣翁童
数人を率ゐ来り、原村より歌
長、箏琴、笛生等來りて、玉串
御門前にて、舞を奏する事
ありき。之を鳥名子舞と称す。
維新の後廢れし。

ノナフ翁 楊本子

吉田



建久年中行事六月、次祭條

従酒、越計、鳥名子等参候、瑞垣御門外方々

擊志多良、叩手也、謳歌、伴歌之中、

シグラウテト、テ、ガノタエバ、ウチハムベリ。

ナラビハムベリ。アコメノソデヤレテハムベリ。

オビニヤセム。クスキニヤセム。

イザセム。タカノヲニセム。

又云、イザタチナム。ヲシノカモドリミヅマサラム。

バトミヅマサラム。

内玉垣御門

二重目の御垣又付
きたる御門あり。

玉串御門とも、第二の御門ともいふ。三節の祭より、此の御門下にて、御占の神事を行ひる。

皇太神宮儀式帳神嘗祭條

同 日夜亥時御巫内人乎、第二門尔令侍豆、御琴給豆、請天照坐大神乃神教豆即所教雜罪事乎、自禰宜館始内人物忌四人館解除清畢、

建久年中行事六月月次祭條

次御占神事自西御門参入正員禰宜玉串御門外方軒下御前向東上祇候客中于時御巫内人衣冠自外幣殿鷦尾御琴請件御門外東方候御殿向先詔刀申畧次以笏御琴擣三度警蹕次奉下神畧其後大物忌父兄部向一禰宜候御巫内人又向西候于時大物忌父正權神主不信不淨疑以人別姓名爲其神主若有不淨事申御巫内人以同詞又申御琴擣

蕃垣御門

内玉垣御門と瑞垣御門との間

蕃垣

一重、大、長三丈

瑞垣御門

内玉垣御門と瑞垣御門との間

瑞垣

一重、大、高一大丈、長三丈

同書

瑞垣一重、大、高一大丈、長三丈

皇大神宮正殿

五十鈴宮また朝日宮と称す。豐受大神の御鎮坐以前八度會宮とも申奉也。

謹みて按するに、皇大神宮ハ天照大神を齋き奉れる大宮あり。大

御神をば、すこ大日靈貴とも、天照大日靈尊とも稱へ奉も。掛け卷も恐き天皇の大御祖ふ坐一モニコトを申一上げむもさうなり。其の御生れまゝ時より、奇しく靈く妙あら大御徳を具へ給

ヘアーノを、即、高天原を知一食す大御神よぞ坐一ます。まをすも
か一こけきど、齋き祀きる御靈代也、大御神の、天岩窟又幽居一給
ひ一時、石凝姥神の造り奉ア一八咫の御鏡あり。皇孫邇く藝命の、
此の國よ降臨一給もむとせし時、大冲神御もづうら、此の御鏡を
取らせ給ひて、此之鏡者、專為我魂如拜吾前伊都岐奉と詔らして
授け給へうき。されど此の御鏡は、全く、大御神の魂御身よ異なる
事なし。そは、息長帶比賣命よ神憑ま一當時ふ、神風伊勢國之百
傳度達縣之折鈴五十鈴宮所居神、名權賢本嚴之御魂天疎向津
媛命と宣り給ひ一太御言以ても著き仰事あり。さて後代の天皇
此の大詔のまゝ、同殿共床よ齋き祭らせ給ひ一を、崇神天皇の
御代ふ至り、神威を畏み給ひ、皇女豊鋤入姫命よ記け奉りて、年秋
九月、倭國笠縫邑よ移す參らせ、磯城神蘿を立て齋き祭り給ひ。

是即、皇居、神宮所を異シ一給ひし始あり。三十九年よ至りて、又、但波
の吉佐宮よ移らせ給ひ一び、再僕の國よ歸らせ給ひて、伊豆加志
乃本宮み齋うれ給へるこ、八年ちりき。その後、豊鋤入姫命、御牛老
い給ひしによりて、更よ、倭姫命を、御杖代と定め給へり。是より、倭
姫命、大御神を戴き奉りて、五十餘年の間、諸國を巡幸し、大宮地を
覓め給ひき。美濃國より、伊勢國よ到り給ひ一時、大御神誨へ給ひ
く、是神風伊勢國則、常世之浪重浪歸國也、傍國可伶國也、欲居是國
と宣ちせ賜ひ一あば、倭姫命、乃、御教の随小、佐古久志呂宇治の五
十鈴の川上の、此代大宮地よ鎮め奉らせ給ひ一あり。これ實よ、垂
仁天皇の二十六年冬十月十七日のことなりきとぞ。度會佳良神
畧頭書よハ日本長曆によりて、九月と改めたり。
古事記
於是洗左御目時所成神名、天照大御神

於是副賜其遠岐斯此三字以音八尺勾璁鏡及草那藝劍亦常世
思金神手力男神天石門別神而詔者此之鏡者專爲我御魂
而如拜吾前伊都岐奉次思金神者取持前事爲政此二柱神
者拜祭佐久久斯侶伊須受宮

伊弉諾尊伊弉冉尊共議曰吾已生大八洲國及山川草木何
不生天下之主者歟於是共生日神號大日靈貴大日靈貴此
能武智靈音力丁反一書云天照大日靈尊此子光華明彩照徹於六合
之內故二神喜曰吾息雖多未有若此靈異之兒不宜久留此
國自當早送于天而授以天上之事是時天地相去未遠故以
天柱舉於天上也

同書於是日神方開磐戶而出焉是時以鏡入其石窟者觸戶小瑕
其瑕於今猶存此即伊勢崇祕之大神也

高皇產靈尊因勅曰吾則起樹天津神籬及天津磐境當爲吾
孫奉齋矣汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降於葦原中國
亦爲吾孫奉齋焉乃使二神陪從天忍穗耳尊以降之是時天
照大神手持寶鏡授天忍穗耳尊而祝之曰吾兒視此寶鏡當
猶視吾可與同床共殿以爲齊鏡復勅天兒屋命太玉命惟爾
二神亦同侍殿內善爲防護

垂仁天皇二十五年三月丁亥朔丙申離天照大神於豐耜入
姬命託于倭姬命爰倭姬命求鎮坐大神之處而詣菟田筱幡
祓此云更還之入近江國東迴美濃國到伊勢國時天照大神
誨倭姬命曰是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也傍國可
怜國也欲居是國故隨大神教其祠立於伊勢國因興齋宮于
五十鈴川上是謂磯宮則天照大神始自天降之處也

姬命爲御杖貢奉於天照大神是以倭姬命以天照大神鎮坐於磯城嚴樞之李而祠之然後隨神誨以丁巳年冬十月甲子遷于伊勢國渡遇官是時倭大神著德積臣遠祖大水口宿被而誨之日大初之時期曰天照大神悉治天原皇御孫尊專治

葦原中國之八十魂神我

明文抄引日本記親治大地官者言已訖焉
天皇之始天降來之時共副護齋鏡三面子鈴一合也一鏡者天照大神御靈名天懸大神今伊勢國磯宮崇敬拜祭大神也一鏡者天照大神之前御靈名國懸大神今紀國名草宮崇敬拜祭大神也一鏡及子鈴者天皇御食津神朝夕御食之食向夜護日護齋奉大神今卷向穴師社宮所坐拜祭大神也○釋日本紀

又引けり大倭本記也

大の大同傳なり

皇太神宮儀式帳
磯城瑞籬宮御宇御間城天皇御世以往天皇同殿御坐而同天皇御世尔以豐耜入姬命爲御杖代出奉支豐耜入姬命御形長成支次以纏向珠城宮御宇活目天皇御世尔倭姬内親王速爲御杖代齊奉支美和乃御諸原尔造齋宮出奉天齋始奉支爾時倭姬内親王太神乎頂奉豆願給國求奉時尔從美

和乃御諸宮發豆令出坐支爾時御送驛使阿倍武渟川別命和珥彦國晉命中臣大鹿島命物部十千根命大伴武日命合五柱命等爲使豆令入坐支彼時宇太乃阿貴宮坐只次左波多宮坐只其尔即大倭國造等神御田竝神戶進只次伊賀穴穂宮坐只次阿閑柘殖宮坐只其尔即伊賀國造等神御田竝神戶進支次河回鈴鹿小山宮坐支彼時川俣縣造等遠祖建夷方戶進支次河回鈴鹿小山宮坐支彼時川俣縣造等遠祖建夷方古乎汝國名何問賜只白久神風伊勢國止白支即神御田竝神戶進支次安濃縣造真桑枝乎汝國名何問賜支白久草薙安濃國止白支即神御田竝神戶進支次壹志藤子方片樞宮

坐只其在阿佐鹿惡神平驛使阿倍大稻彥命即御共仕奉支
彼時壹志縣造等遠祖建皆子乎汝國名何問賜文白久安往
皆鹿國止白只即神御田並神戶進支次飯高縣造乙加豆知
乎汝國名何問賜只白久忍飯高國止白支即神御田並神戶
進支而飯野高宮坐支彼時佐奈乃縣造御代宿祢乎汝國名
何問賜支白久許母理國志多備乃國真久佐牟氣草向國止
白支即神御田並神戶進支而多氣佐牟延宮坐支彼時竹
首吉比古乎汝國名何問賜只白久百張蘇我乃國五百枝刺
竹田乃國止白支即櫛田根掠神御田進支次玉岐波流磯宮
坐只次百船乎度會國佐古久志呂宇治家田田上宮坐支爾
時宇治大内人仕奉宇治土公等遠祖大田命乎汝國名何問
賜支白久百船乎度會國是川名波佐古久志留伊須乃川

止申是川上好大宮地在申即所見好大宮地定賜比支朝日
來向國夕日來向國浪音不聞國風音不聞國弓矢鞆音不聞
國止大御意鎮坐國止悅給互大官定奉支

同書
延喜式
正殿壹區長三丈六尺廣一大丈八尺高一丈二尺

太神宮三座在度會郡宇治鄉五十鈴河上

天照太神一座

相殿神二座

古語拾遺

至于磯城瑞垣朝漸畏神威同殿不安故更令齋部氏率石凝
姥神裔天目一箇神裔二氏更鑄鏡造劍以爲護身御璽是今
踐祚之日所獻神璽之鏡劍也仍就於倭笠縫邑殊立磯城神
籬奉遷天照大神及草薙劍令皇女豐鍬入姬命奉齋焉畧
泊于卷向玉城朝令皇女倭姬命奉齋天照大神仍隨神教立

其祠於伊勢國五十鈴川上、因興齋官令倭姫命居焉、始在天

上預結幽契、衢神先降、深有以矣。

御集

新古今集

五十鈴川頬むひ一派なれぞ天照の神を空ようちらひ

後鳥羽院

神風や五串のそをどうぞ一内外のまよ君をこそおれ

後 惠

拾遺愚草

さやうある月日のかずにあうても天照の神を頬ひ斗を

定 家

山家集

みもきその家の名根よとひみて固めてまつる宮守礼

西 行

續古今集

おなづて天の下すもちとやぢ御殿松のかみもくぢら

九河内躬恒

續拾遺集

神風や五卒の門の礎のま常世は浪の音をも聞けき

師 繼

新後撰集

まだまくば珠城のき代よぬたきて支店ありぬまきり上

衣笠内大臣

玉葉集

伊勢遷官の年よみ侍りぐる

大中臣定忠

風雅集

神風や内外の宮のあうたし新せ閑うりせよと有り氣

鎌倉右大臣

片をきの千本は内外よがれど誓ハ同ソシテ神風

度會朝棟

同

神路山内外の宮は安住身へうちねともをあをばとよ

後伏見院

元享元年北御門歌合

内外とそくくべき神の誓うは同ドあ小照す月日哉

度會雅冬

同

湯垣の内外の宮はうぬまと神のあざわらあらだあら

藤原家榮

建武元年度會朝棟亭會

神路山内外の宮は詠む月や早うぬは代の光ちうらむ

寂塵法師

新續古今集

いもく川下つ岩根の水垣のえきせよりあるもくらーも

前中納言為忠

夫木抄

ちの尊をばながりき神風や内外のあはあ代までに

鎌倉右大臣

同

千早振五十陰の宮のまた後景らぬ古代を照すとく

雅 忠

千五百番歌合

神風や内外のあにおりおきてかづく君が古代を照す

兼 宗

辛丑元日八但牧在勢陽有試毫倭歌乃摘其末字以

鶯峯詩集

我朝神道有宗源内外官高誰不尊伊水春風通四海八雲

遙寄之

林 恕

縮地八重垣

秋光陳祭奠，幣帛飄素練。夕月朝日宮，晝夜一度見。

庚子之春，從五品八木宗直君在勢州，裁元旦，倭歌被寄示之，以其冠字為韻，賡載贈焉。同書

我國宗源伊水濱，靈光內外一般春。霞如錦帶雲如帛，瑞日高懸祖廟神。

參宮短詠三首ノ一

山崎嘉

無加文集 林色陰濃風色陳，山光秋霽景光新。心清五十鈴河上，便向宮前拜日中。

拜太神宮作

伊藤長胤

惟皇垂帝統，無外庇蒼生。首出乾坤位，照臨日月明。茅茨餘古朴，俎豆屬昇平。萬室比甍阜，二川夾宇清。我來何所禱，文

相殿神

教日斯成

皇太神宮儀式帳小、相殿坐神、御船代二具、長各七尺六寸、內七尺六分、廣一尺五分、內深一尺五分、高一尺九寸、內深一尺、また、相殿坐神、御裝束、囊二口、員八種、坐東神、御形納奉、生絶囊一口、長七尺二寸、廣二幅、坐西神、御形納奉、生絶囊一口、長四尺二寸、廣二幅、とある。延喜式太神宮船代三具とある。註小二具、相殿神料、○寸尺儀式帳、員八種、坐束、左神料絹囊一口、右神料絹囊一口、○寸尺儀式帳、員八種、坐束、左神者、但、廣一尺五寸とあり。また、相殿神二坐装束、左神料絹囊一口、右神料絹囊一口、○寸尺儀式帳、員八種、坐束、左神者、但、廣一尺五寸とあり。古事記小も、此二柱神者、拜神よつきては、諸説有りて、一定一難也。古事記小も、此二柱神者、拜祭佐久久斯呂伊須受能宮あめのたちからきのなまこすよあきづひのみとよあきづひのみ、兼神さみのひめの御靈實たまいろとを指して申せれど、一柱は恩兼神おんくわみのひめよ坐すこと、明なり。さて、皇太神宮儀式帳かみの註ふ注るて、天手力男神萬幡豐秋津姬あめのたちからきのなまこすよあきづひのみとよあきづひのみ。

命とし、御靈代も、弓劔の二種也せり。されども、女神の御靈代より
劔を用る一例ありとて、弘安參詣記より、日本書紀を利用して、天
兒屋命、太玉命なるべーと云へり。儀式帳奏上の當時分註のあり
るものなるべく、後人のかき添へたるものあつて。今定うて知
りがれ。

正遷宮

古書を案むるに、神殿改築の大禮も、御鎮坐以來六百年間の事詳
ならず。天武天皇の御代より、始めて、勅して、廿年を以て、一期と
志給へり。よりて、持統天皇の四年九月十六日、今之東に仰鋪地に、
新ふ神殿を改築し、遷御の大禮を行させ給ひき。其の後、千二百年
乃間、正遷宮五十六回、假殿遷宮五十七回、臨時遷宮四回を行なせ
られたり。而て、山口木本祭を始め、順次の諸祭典より、御神寶、防

装束、百般の調度々あるまで、具よ、延暦の帳、延喜の式ふ載せられ
て、其の儀、いと嚴正あり。中よも、明治廿二年よ行なれ、正遷宮の
如きも、古今未嘗有の盛舉なりき。官、國庫金三十萬圓を出して、其
の費々供給し、特ふ造神官使廳を置きて、其の事を管理せめら
きたる。宮殿の結構を、専、古代の制作小據り、神寶の粧飾ハ、嘉元の
官符等小徵し、一、精覈よ、調査を遂げらき。あは、遷幸儀衛の嚴
肅なり、神寶服御の豊富あり、文物典章の粲然たり、延暦、延喜の
頃とひくも、かくはあらざりしなべし。

年中諸祭典

此の大宮乃御祭は、儀式帳よ見え、一、如くナリ、明治維新の
際、五節會と共に廢せられ、もあり、新ふ加へらき、もあつて、
今行なう所を、左よ掲ぐるが如し。

歲旦大御饌

一月一日午前四時

元始祭大御饌

一月三日午前七時

御饌

一月十一日午前十時

孝明天皇遙拜

一月三十日午前八時

大祓

一月卅一日午後三時

祈年祭大御饌

二月四日正午十二時
勅使參向儀仗兵出張

紀元節大御饌

二月十一日午前七時

祈年祭奉幣

二月十七日午後一時
勅使參向儀仗兵出張

神武天皇遙拜

四月三日午前八時

大祓

四月三十日午後三時

風日祈祭

五月十四日午前九時

神御衣祭

五月十四日午前十一時

大祓

五月卅一日午後六時

興玉神祭

六月十五日午後六時

月次祭朝大御饌

六月十七日午前二時

月次祭夕大御饌

六月十六日午後十時

大祓

六月三十日午後六時

風日祈祭

八月四日午前七時

大祓

九月三十日午後五時

神御衣祭

十月十四日午前十時

興玉神祭

十月十五日午後五時

御卜

十月十五日午後七時

神嘗祭奉幣

十月十六日午後十時

神嘗祭朝大御饌

十月十七日午前二時

神嘗祭奉幣

十月十七日午後五時
勅使參向儀仗兵出張

天長節

十月三日午前六時

新嘗祭奉幣

十一月三日午後五時
勅使參向儀仗兵出張

新嘗祭大御饌

十一月二十三日午前十一時

新嘗祭奉幣

十一月三日午後五時
勅使參向儀仗兵出張

大祓

十一月三十日午後三時

興玉神祭

十一月十五日午後三時

御卜

十一月十五日午後五時

月次祭夕大御饌

十二月十六日午後十時

月次祭朝大御饌

十二月十七日午前二時

月次祭奉幣

十二月十七日午後五時

大祓

十二月廿一日午後三時

神領

往古、両宮の封戸も、延喜式よ載する所の外、御蔵、御厨等ありて、諸國小散在へたり。是等ハ、悉蒐錄一て、神鳳抄、神封一覽ふ詳あり。又、武家諸氏の祈願によりて寄進せし神田あり。東鑑、鎗矢祀等に見えたり。

毛利輝元祈願狀 橫一尺五寸六分
竖二尺一寸七分

龍重光藏

今度古陣兵令

支全為祈念一社

送至之年歲朝之上

一、汝如託也仍願
事仰

天正六年二月十日
刻毛利輝元

伊豫太守文沖參前

當國

度會郡

多氣郡

飯野郡

飯高郡 卅六戸

壹志郡 廿八戸

安濃郡 卅五戸

鈴鹿郡 十戸

河曲郡 卅八戸

桑名郡 五戸

諸國

大和國 十五戸

伊賀國 二十戸

志摩國 六十六戸

尾張國 四十戸

參河國 二十戸

遠江國 四十戸

右諸國調庸雜物皆神宮司檢領依例供用其當國地租收納所在官舍隨事支料若遭年不登損田七分以上免徵租稻竝注帳申送所司

神異

古來大御神の神威を顯し給ひ御事蹟も古典舊史又著し。今此に征韓の託宣を載せて餘も絶て有き。唯長元四年比神勅よりては實小千歳の下までも人をして戰慄せむる御事ナリバ、至りては其の顛末をば荒祭宮の所より掲げたり。

日本書紀仲哀天皇條

八年秋九月乙亥朔己卯詔群臣以議討熊襲時有神託皇后誨曰天皇何憂熊襲之不服是背之空國也豈足舉兵伐乎愈茲國而有寶國譬如美女之眼此云麻有向津國眼炎耀之金銀彩色多在其國是謂拷衾新羅國焉若能祭吾者則曾不血刃其國必自服矣復熊襲爲服器

同書神功皇后條
時皇后傷天皇不從神教而早崩以為知所崇之神欲求財寶國是以命群臣及百寮以解罪改過更造齋宮於小山田邑三月壬申朔皇后遷吉日入齋宮親爲神主則命武内宿

祢ミ令ミム撫カウ琴アラシ喚ビ中臣ミツタケ烏賀津ウガツ使主ミツタケ爲審ハビト神者ミツタケ因以千縞ミツタケ高縞ミツタケ置カウ

琴頭尾コトガミトヨリ而請モチナサ曰ハナシ先日ミツタケ教天皇ミツタケ者ミツタケ誰神也ミツタケ願欲ミツタケ知其名ミツタケ逮于七

日七夜ミツタケ乃答ハナシ曰ハナシ神風伊勢國之百傳度ミツタケ逢縣之拆鈴五十鈴

宮所居神名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉ミツタケ瑞垣ミツタケ之內正殿ミツタケ後左右ミツタケ有あり各南面ミツタケ

東西寶殿ミツタケ皇太神官儀式帳ミツタケ其義八豐受大神宮ミツタケ所かるよ同ミツタケ。

東西寶殿ミツタケ二宇廣各二丈一尺ミツタケ長各二丈一尺ミツタケ

同書神嘗祭條

禰宜先立御鑑大物忌子持豆前率立豆内院參入次宇治内人次太神宮司次大内人參持物波忌部乃進置留朝廷幣帛並御馬鞍具然禰宜開正殿豆幣帛物奉入畢次織御衣服此禰宜仕奉織御衣絹二足又宇治内人織衣絹一足次大物忌父開東幣帛殿御馬鞍具進上畢

建久年中行事

宮司荷前御調絹正殿奉納也官幣綾八端二神主東寶殿參

昇奉納之三神主西寶殿參昇奉納御鞍同時也

興玉神おきだまのかみ正殿の乾板垣外玉垣の間より坐す

神名祕書

西面あり石壇のみよて社殿あり

興玉神五十鈴川上地主也

件神無寶殿以賢木爲神殿衝神猿田彦大神是也

建久年中行事興玉神祭條

于時御巫内人衣冠詔刀申申久今年乃六月乃御祭乃十五

日今時於以天興玉乃廣前仁恐美恐毛申久地祭物忌乃子乃忌齋奉御神酒御贍等於清淨仁聞食天宮中平仁神事於

藝令奉仕給禰宜神主内外物忌色く職掌供奉人等長久久

久勤令奉仕給止恐美恐毛申拜八度手兩端

宮比神みやびののかみ興玉神の後より坐す北面あ

屋乃波比伎神やのばひきのかみ正殿の異板垣の外より坐す南面

同朝内外物忌父等衣冠著同自由貴殿神戸所進金二口莫

子贊請預宮比矢乃波木神祭也。

北宿衛屋 外玉垣御門の外東側より。

北御門 裏の御門ともいふ。瑞垣及内外玉垣より。

皇太神宮儀式帳

於不葺御門八間、長各一大三尺、高九尺、

蕃屏 板垣の外道を隔てて、北に建てり。

御井 北御門の東北より。覆屋を設く。忌火屋殿より用うる御料の御井あり。

大宮院御鋪地

廿年毎、大宮院を移し奉り、東の御鋪地あり。周圍凡百三十丈あり。中央より雨覆せらば即心の御柱あり。

古神寶發掘趾

大宮院御鋪地の内、心御柱の東北より石壇あり。

明治二年御垣造築の時、玉纏須カリ、飴の御太刀三柄を發掘せし所あり。其の刀身も、總べて鏽損せしも、飴の金具、纏玉等ハ猶存せり。廿二年度正遷宮の節、調製せられ、御太刀ハ、專、こまふすれたりと云ふ。

荒祭宮

正殿の北、石磴を降り、又登ること數歩ある阜山の上より鎮り坐す。十、皇太神宮儀式帳

荒祭宮一院、在太神宮以北、稱太神宮荒御魂宮

正殿一區、瑞垣一重、御門一間、宿衛屋二間。

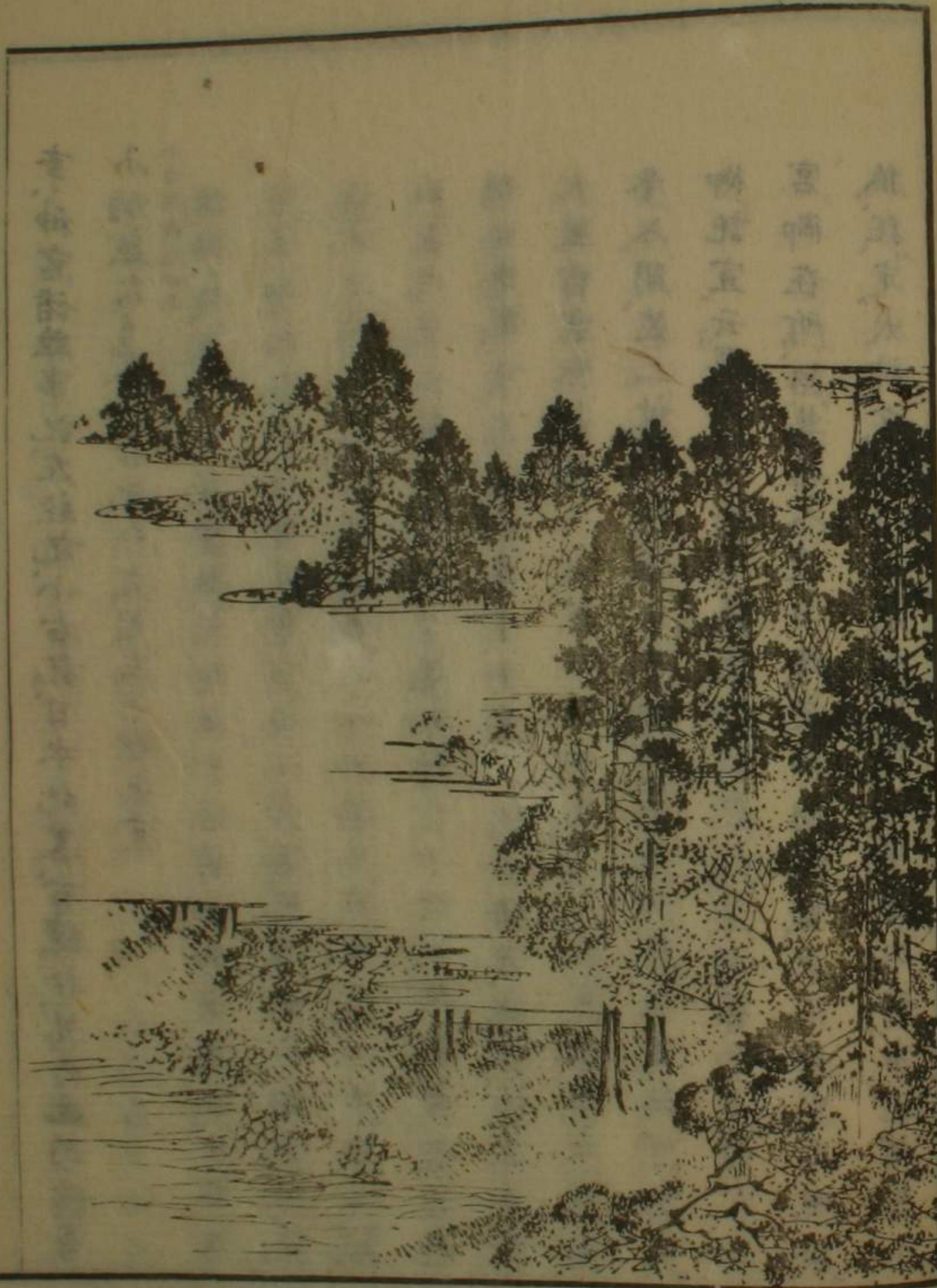
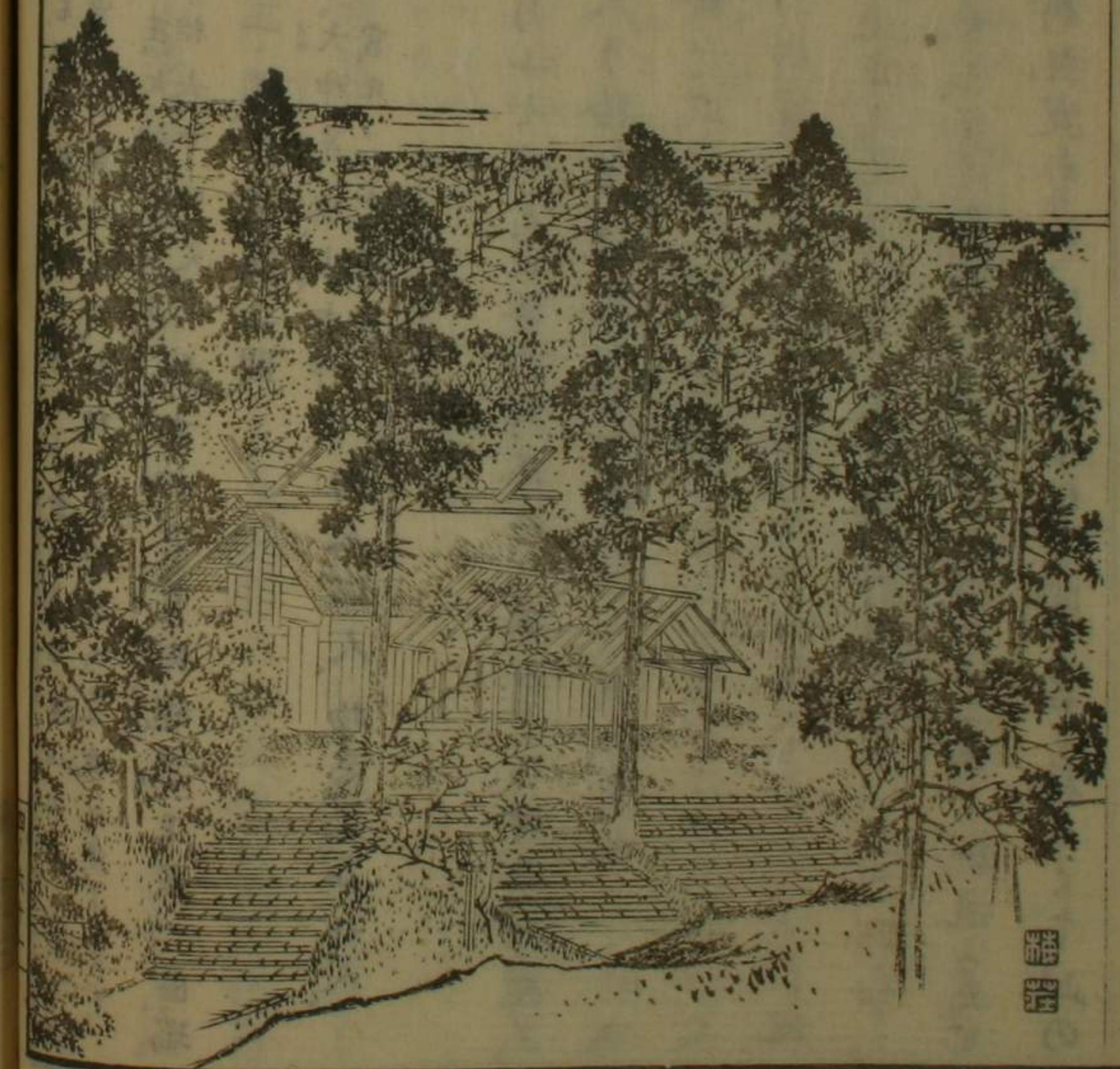
延喜式荒祭宮一座、大神荒魂去太神

内人二人、物忌、父各一人。

神異

長元四年六月十七日月次祭の御祭仕へ奉るとして、嫡子内親王、齋王侯殿入り給ひ。時忽迅雷激雨となり、衆人驚怖せし折柄、内親王俄々聲を放ち給ひ、祭主輔親を召して宣ひけらむ。我は、皇大神宮第一の別宮荒祭宮あり。大神宮の勅宣よりて、汝輔親よ告ぐ。寮頭相通及妻子の者ども、巫覡の所業をなし、人を誑惑し、神明を汚し奉る。其の罪輕うらず。速よ公家より上奏し、配流し處せしむべと御託宣ありて、御酒數十杯を聞し召されきとぞ。此の

荒祭官之圖



事、神宮諸雜事記、左經記、小右記、日本紀畧、百鍊抄、其の他の諸書

小炳然たり。今小右記の文を、左小抄出す。

小右記長元四年八月四日條

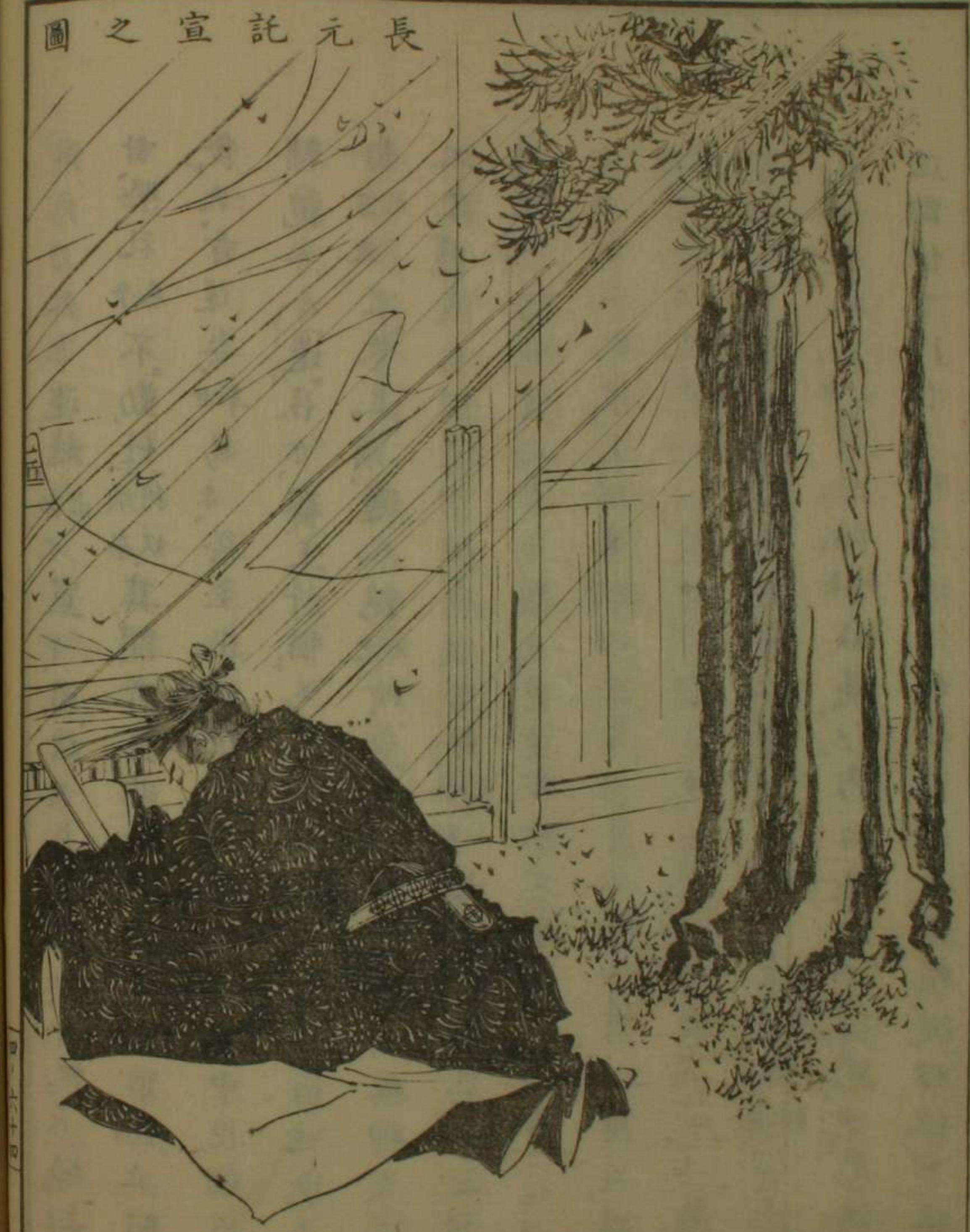
頭辨持來宣旨有覆奏又即歸來傳關白御消息云伊勢太
神宮御託宣事近曾從齊宮內示送然而無子細多仍召
遣齋主輔親奉託宣者也而有所勞不早參上一日參上面
問案內申云齊王十五日著給離宮十六日參給豐受宮朝
間雨降臨夜月明神事了十七日還給離宮欲參內宮暴雨
大風雷電殊甚在上下心神失度人走告有喚由凌風雨
參入間笠二被吹損依召參御前齊王御聲猛高無可喻吏
御託宣云寮頭相通不善妻亦狂亂造立小寶倉申內宮外
宮御在所招集雜人連日連夜神樂狂舞京洛之中巫覡祭
狐狂定太神宮如此之事不可然之事也又神事違禮幣帛

疎薄不似古昔不敬神也末代之事不可今深咎抑光清運
出官舍納稻放火燒亡又殺害神民其事遲無被早行僅
及第三ヶ年十二月晦夜被配光清公家懈怠也奉護公家
更無他念○中件相通竝妻可追越神郡○中八日癸未○中勅命
云齊宮寮頭相通可配流佐渡國妻藤原小忌古曾可配隱
岐國者即仰同辨以左衛門府生秦茂親為佐渡使以右衛
門府生清内永光為隱岐使○中十七日壬辰○中可搦護相通
竝妻之宣旨給伊勢國便使部於鈴鹿山相逢相通搦執隨
身付國司國司驚宣旨尋取妻令護○中廿三日戊辰○中頭辨
傳敕云藤原相通依有可遠流之託宣配流佐渡國而又有
可流伊豆之託宣仍任彼託宣可遣伊豆○中兵部權大輔忠
貞持來宣命草○中天皇我詔旨度掛畏伎伊勢乃度會能五

十鈴乃河上乃下津磐根尔大宮柱廣敷立高天原尔千木
高知氏稱辭定奉留天照坐皇大神乃廣前尔恐美恐美申
賜者久申久本朝波神國利中尔皇大神乃殊助政故給所
難利往聖毛猶其道乎專須况朕之不德奈留偏奉欽仰奈利爰
去六月十七日恒例乃御祭奈留依天齋內親王諸司速率
引天參詣天如跡尔欲供奉留所尔暴風雷雨天每事尔不
靜須驚奇布間齋姬忽尔進退失度比意氣乖常氏所寄託
奈利其趣先波寮頭藤原相通加妻同小忌古曾兩三年來或
波豐受乃高官乃止或波大神乃荒祭官乃多給布稱天已意
乃任尔別社乎構造利巫覡能事乎偽天人倫乃耳目遠驚
之種不能竒事乎狂尔致天猥久損神事須然猶所職亦備
天今日毛率具利是大咎奈早久祭事乎停廢之又相通毛
旬万天不參上須適入觀天所令申尤嚴氏冲慳無聊久駭
大坐須誠爾相通加短慮遠咎給奈利神威乃揭焉奈留敬懼
彌深之仍託宣乃旨尔隨天更法家毛不令勘天即今月八
日尔各以配流夫相通遠伊豆國尔妻小忌古曾遠隱岐國
尔旁遠久放逐比以罷遣須但小忌古曾者託宣乃文尔雖
无所指毛御崇乃起在其身皮深久尋搜天罪奈給奈利今此
由遠令祈申半止所念給奈利故是以吉日良辰乎擇定天參議
正四位下行右大辨兼近江權守源朝臣經賴從四位下昭

神戶乃外尔追越止部之宣布因茲天夫婦共尔科被天拂却
計祭礼毛不勤仕須奈其間竒異非一須希代乃事在止聞
食天旨遠委世爲尔祭主正四位下行神祇伯大中臣朝臣
輔親乎令遣召尔齋王所惱毛未快須又身病能由遠申天
旬尔不參上須適入觀天所令申尤嚴氏冲慳無聊久駭
大坐須誠爾相通加短慮遠咎給奈利神威乃揭焉奈留敬懼
彌深之仍託宣乃旨尔隨天更法家毛不令勘天即今月八
日尔各以配流夫相通遠伊豆國尔妻小忌古曾遠隱岐國
尔旁遠久放逐比以罷遣須但小忌古曾者託宣乃文尔雖
无所指毛御崇乃起在其身皮深久尋搜天罪奈給奈利今此
由遠令祈申半止所念給奈利故是以吉日良辰乎擇定天參議
正四位下行右大辨兼近江權守源朝臣經賴從四位下昭

長元託宣之圖



章王、中臣正六位上行神祇權大佑大中臣朝臣惟盛等差
天忌部弱肩仁太纏取懸天禮代幣仁金銀竝唐乃錦綾乃
御幣乎相副天常爾別尔調潔令擎持天奉出給布皇大神
平久安久聞食天愆過不殘須咎徵畏消天天皇朝廷乎寶
位無動久常磐堅磐尔夜守日守尔護幸給天一天無爲尔
四海清肅尔之聖運無限久內平尔外成尔衆庶歡樂不護
助計奉給止恐美恐美申賜波久申辭別天申賜波久皇大神
乃重奈託宣尔御體腦給岐由遠聞食志厥慮無聊久恐申
之給布又近來騰雲不散陰雨難晴志農圃收穫尔已有其
妨一部仍陰陽寮尔令勘申留所仁異方乃大神乃崇遠成給
止申世利如此尔畏利重疊志寤寐尔致懼留少須今日
件等乃畏能爲尔大神宮竝豐受宮乃祿宜等尔各一階遠

加給布皇大神此狀乎平久聞食天雨脚早止利雲稼如意
尔玉體晏然尔志遙期萬歲之天下靜謐尔萬姓安穩奈羅
止波皇大神乃无限支冥助尔可有止恐美恐美申賜波久申

長元四年八月廿五日

續神皇正統記

正平六年八月○中

荒祭宮有鳴鑄聲西北飛

長元四年六月十七日伊勢齊王内宮參りて侍り
輔親を召して公家の御事あと仰せられたり次度度

度脚酒呑して土器賜すと詠ませ給ひける

後拾遺集 盂よさやけき死の見えぬきばかりのおうそほひとを祝

拂和へ奉さける

祭主輔親

遙拜所

荒祭宮の西あるて、豊受大神宮竝龍原宮同並宮
の遙拜所よりて、東あるは伊難宮の遙拜所あり。

外幣殿

板垣の外、乾の角あり。南面あり。其の義ハ、豊受大神宮の所ふるに同じ。

幣殿 一院

殿一宇、長一丈五尺、廣一丈二尺、高八尺、玉垣一重、迴長十六丈二尺。

春宮坊竝皇后宮幣帛竝東海道驛使之幣帛及國處之

調荷前雜物等納外幣殿踰年祢宜給之。

御稻御倉あり。東西あり。

御常供田より拂り取リ御稻を納むる所あり。往古て調御倉塩附倉鋪設御倉と合せて、四宇ありて、内外玉垣の間ふ、東西より並び建

ちたり。今は此の御倉のみ存せり。伐板垣の外より移せり。

御倉一院

倉四宇、長各一丈八尺、廣各一大五尺、高一丈、卧堅魚木各四枚、玉垣、迴長三十八丈。

同書供奉幣帛本記條

正殿寶殿三殿、亦荒祭宮鑑奉置西四御倉、即其御倉鑑封太

神宮司御厨置之。

建久年中行事冬季神懸條

御常供田當年作稻於廳舍懸之後、御稻御倉奉納例也、而近

代外幣殿與御稻御倉中間懸來也。

兵範記
内院塩御倉

同書

調御倉所奉安置神官政印也、而炎上出來之間於件御印者僅所出奉也、抑件御印元雖奉安置酒殿去承暦三年外院燒亡之時、於彼殿依燒損被改鑄下之後所奉安置代代執行神宜宿館也、而猶依有其恐去仁平年中任其祭主下知奉安置

彼御倉

同書鋪設御倉所奉納宮中鋪設裝束料筵疊坊領簾等

内御厩うらわみや御稻御倉の南より

御厩一間、長四丈、廣二丈、高九尺、船一隻、廣三尺、

廷喜式

一所太神宮櫻銅御馬各二足、簡幣馬内恒令養飼

兵範記

中院肆間萱葺御厩壹室

嘉吉三年十一月、伊勢一社奉幣事、十三日甲子時、伊勢一社

奉幣使被發遣之、去九月廿三日、内裏燒亡之夜、神宮之櫓之御馬放出御既給有休徵之由、祢宜竝祭主卿、次第註進到來、神宮職事權右中辨俊秀也、傳奏日野新中納言資房卿也、奏聞之處、獻慮被感恩食之間、被謝申者也。

中御厩

御神樂殿の南よりあり。

風宮橋

御厩の西より、風宮又至る參道を渡せる橋あり。橋の前後又鳥居をたつ。此の橋より擬寶珠の内、明應七年と墨刻せらるもの、一個あり。

僧尼拜所趾

古も僧尼の拜所として、風宮橋の南端より、枝橋を掛け川橋を渡りて、右の方に鎮む。

風日祈宮

坐す。皇太神宮の別宮ある。

當宮也、元風神社と称し、補宜、日祈内人を率て、七月一日より三十日まで風雨旱災を祈り申一志由、皇太神宮儀式帳を見えたり。弘安年中蒙古襲来の時、神威を顯し給ひを以て、正應六年三月廿日、度會貞尚等十二人、捧起請連署、上奏、二宮末社風神社寶殿鳴動、自二十七日及三箇日、今二十九日曉天、自神殿發出、赤雲一陣、而直西方忽起大風、而倒喬木矣、蓋亡九州異狄、今明日之間歟、仍以言上如件。

帝王編年記
神名秘書

風神社謂志那都比古神

正應六年三月廿日、官符改社號奉授宮號預官幣、二宮同前也、依異國降伏之御祈禱也、嘉元正遷宮之時、被增作寶殿畢、八百萬神拜所、風宮の橋際より、齋祭の神の石壇又至る道の左よりあり。

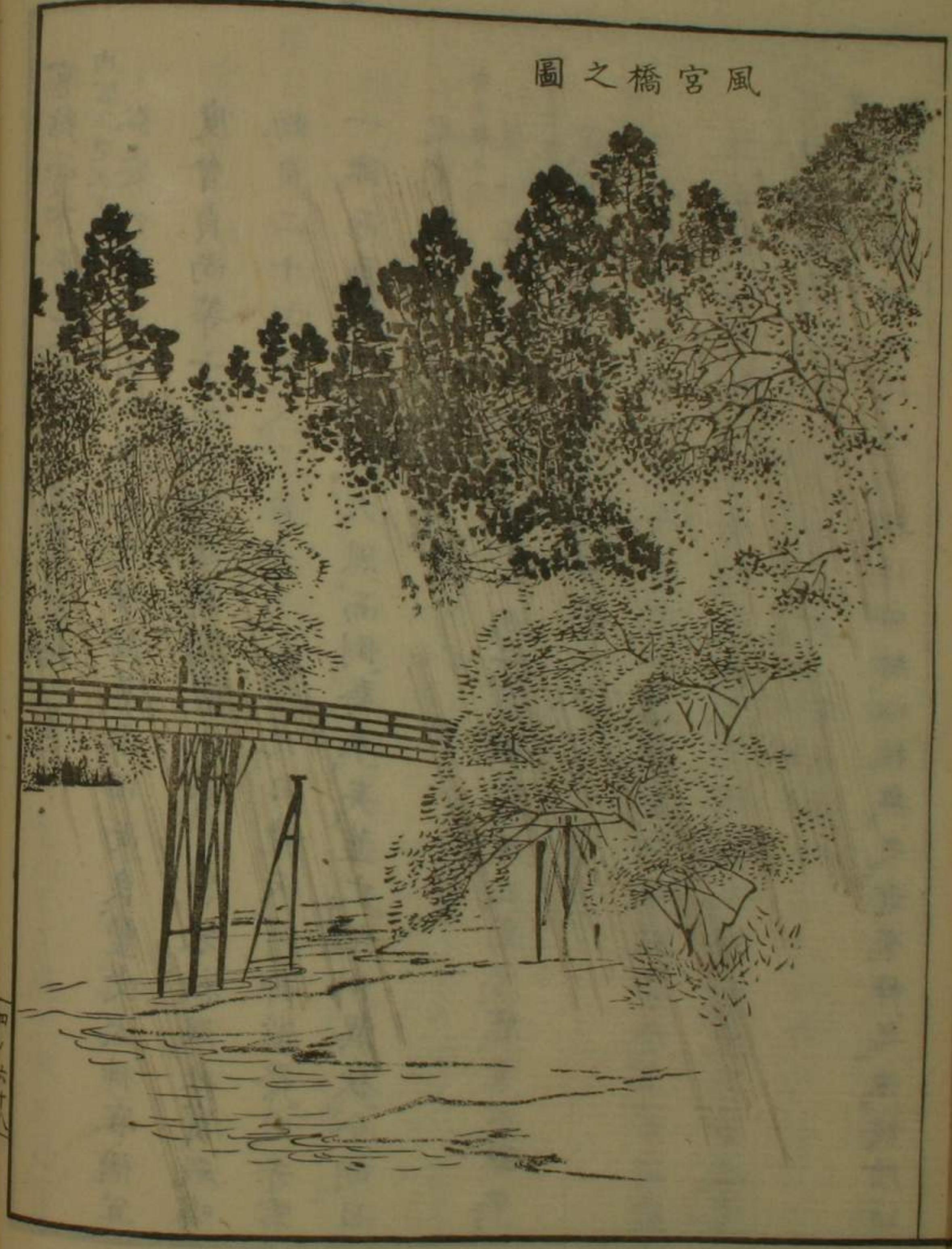
建久年中行事正月十一日、八百萬神達拜也、左輪、牛神拜、以往無之、近來拜之、依被所清

宮號宣下ありて、別宮ふ列せられ給ひき。

内官注進状下

弘安四年七月二十九日、補宜荒木田尚良、豐受太神宮補宜

風宮之橋圖



白鷺

卷三



風宮橋所置擬寶珠之銘



淨之儀者、神拜以前可參者歟。

瀧祭神たきすりのみ八百万神拜所の西五十鈴川の東岸ありある石壇いはにて、皇太神宮の所管なま。

往古も、西岸にし奉祀まつせーが、洪水の為小崩壊おちつき。今に、其の所を、瀧祭の岡おかと称せり。幸中行事こうちゆうぎょう小城内おきうちにて、祭事を行ひおこ由見ゆみ。

元たれど、建久の頃ごろ已よ、此の地じにて奉祀まつせーなまべ。

皇太神宮儀式帳

瀧祭神社たきすりじんじゃ在あ太神宮たいじんぐう西にし川邊かわべ無む御殿ごてん

建久年中行事

瀧祭神社

在あ太神宮たいじんぐう西にし川邊かわべ無む御殿ごてん

六月十九日、瀧祭、御神態次第、正權神主、竝玉串大内人、各衣冠著、鳥居經、祓所、大楠本、置石、東際、南上西面著、

弘安參詣記

次

瀧祭ト申ス。一鳥居ノ西、河ノ向ニ森アリ。是ハ御殿モナ

クシテ大地ノ底ニ才ハシマス。

夫木抄

波なみとえり花はなのしづ枝えだの岩枕瀧いわくらたきのありやあふごひらむ

西行

瀧たきの宮みやの道傍みちばよりぬも波なみとえりまくはなうのむ

度會元長

祓所

瀧祭石壇の南みなみあり。御運宮の時、御神寶、御裝束、及神官を被おけひ清むる所あり。

外御厭

裏參道御橋

皇太神宮儀式帳ひきじ既既外御厭のぞあり。

兵範記

一間五尺、高一大、廣一大

外院、肆間板背櫈、御馬勞、飼館壹宇、

寬正造營記

三具之御桶代、御船代、竝令朽損、御裝束、御神寶等之落散塵芥卷、高倉殿奉納件、高倉殿寶殿令退轉顯露之間、以兩所相

高倉殿たかくらどん外御厭のぞ北きた有あり。

殿御座板覆藏、

永正記

古物御桶代、御船代等、莫及顯露、高倉殿奉納之外、宮宿館中所令祕藏也。

永正記 高倉殿參拜之時、可有思慮事、古物朽損之塵芥、近邊尔令散

亂歟假曾免毛不可踏越也。

裏見張所うらみまちよ 高倉殿趾たけくらでんの西にあり。神官衛じんかんえい士しの晝夜しゆやを戒さるむ所ところなり。

内宮神苑

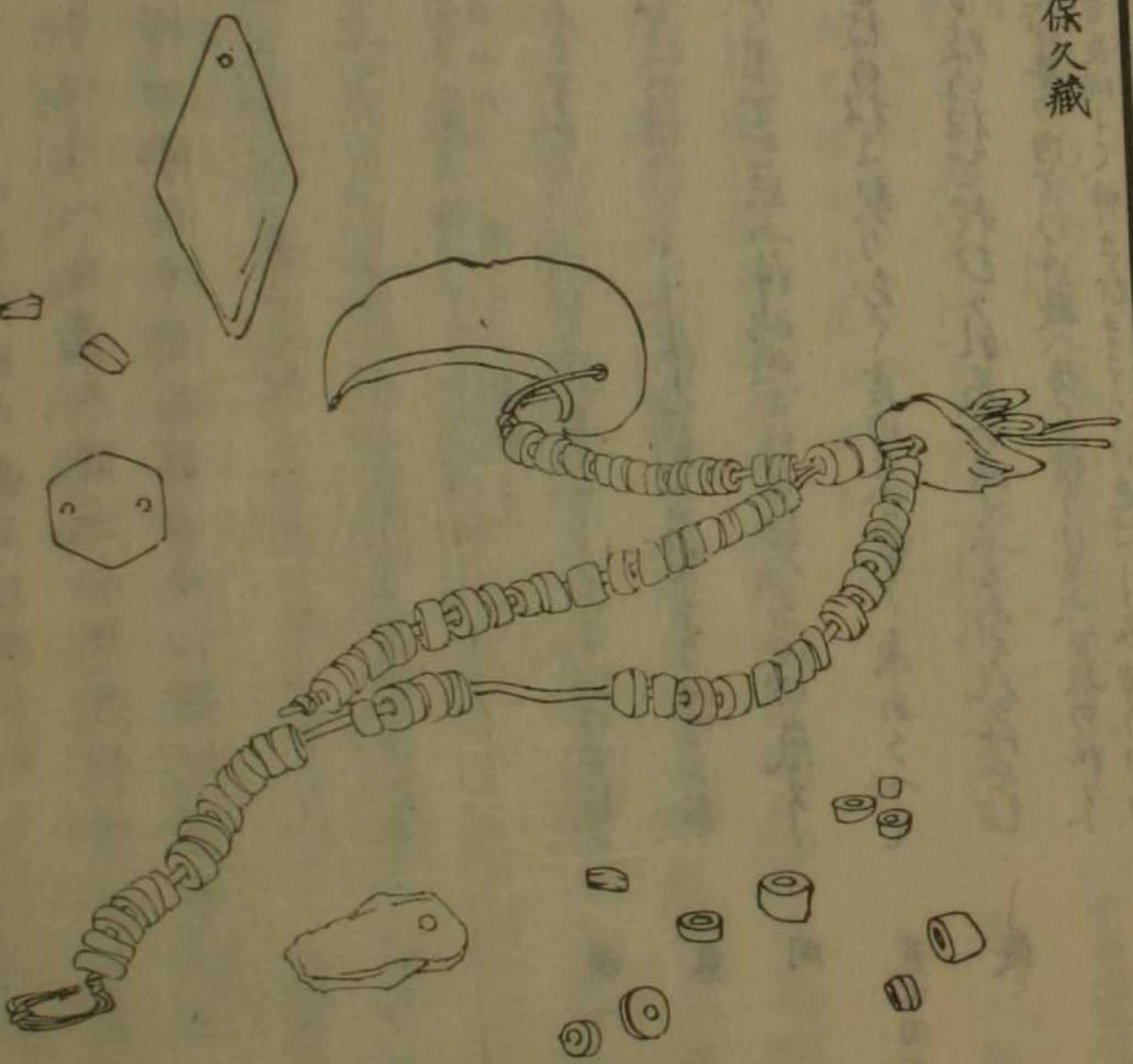
神苑

此の地元館町と稱し、神宮の齋館あり。所あり。近年、有志の輩、神苑會を起して人家五十餘戸を撤去し、樹石を搬置し、神域の風致を添へたること、山田神苑さんだじんえんと同ひとじ。

茶臼石

荒祭宮の北より當れる宮域まで、往々之を拾ひ取る者あり。土俗茶臼石ちゃうせきといふ。其の質、甚堅うらす。多くは、青、或ハ褐色あり。形、鳩眼の大きくて、中より穴あり。管玉かんぎょくふ類せり。何の頃の物ものなり。知るべからず。今は、漫々拾ひ取ることを禁せられたり。

茶臼石之圖 木庭保久藏



百枝松ひえのまつ何所どこありいる。今詳あらず。水左記みさき又、大神宮御おおみやご

水左記

前とあるべし。

承保三年四月八日、或人語云、今日有、軒廊御ト事去三月八日申時、伊勢太神宮御前百枝松顛倒怪事○下

風雅集

神磨山百枝のねも更よ又歲と世よ老おより木くらむ

土御門小宰相

同

藤派とうばをすをそ川よせきれて百枝のねよかけよとぞ思

西行

西行上人薦め侍りタリ御裳瀧川
の歌合判かわんにて遣けけ時返かへし、

拾玉集

同

藤浪とうなみもみすそ川のあうればうづえもくけよねの百枝ひえのまつ

後

成

神磨山百枝のねとときは蔭かげたるよ君きみをぢりぐらうる

慈

鎮

同

身みにとめて君きみをぞ思ふ神磨山百枝のねひえのまつの代しろの嵐嵐ア

同

夫木抄

同

神磨や百枝のねひえのまつととは聲こゑめ毎まい一いつ恵めぐらうべ

成

夫木抄

人ひとすす百枝のねひえのまつを新あたらめれ每まいもあそれけけくも

俊

成

春はるの比ひ伊勢いせの内宮うちのみやの御殿ごてんへ侍まつて侍まつりけけふ、百枝ひえのまつのねね不ふ久くの音おと、長なが闊はては、神かみさざがまさりけけばよみほりけけふ、

續門葉集

神かみ頃ごろや百枝ひえのまつのねねよだくきて緑りょくの空そらハ素す風ふうぞふくふく

前椎僧正通海

天文十二年太神宮千首

神かみ代しろより來きみこりものうけつけそ教おはおねのねねむむまま

御

製

大山祇神社

宇治橋うじばしの東ひがし一いち町まち許き、山さんの麓ろく

在所ざいしょハ岩井田村いのいだむら也よと註しゆせり。近年まで、皇大神宮こうだいじんぐうの所管しょかんふへて、

二見郷神役人所藏古詔刀文こじょう小、宇治鄉岩井田いのいだ在ゐ岩井高たか神、山神七所しちしょ御前ごぜんとあり。建久年中行事じぎょう又正月七日せいがつしちにち山神祭さんじんさいアリ。件くだノ神社殿じんでんハ、二百年來官營くわんえいうりき。或もハ云いふ。岩井神社いのいじんじゃ也よ此この社しゃならむと、傍そばに子安社こやすじんじゃの小祠こじんじゃあり。土俗どぞく、安産あんさんを行はる。其そのの靈顯れいけん著あしとて、信仰きょうこうをもる者もの多多く。

建久年中行事四月山神祭條

今日きのう、七しち河原かわら神事じんじ以後い、自じ酒殿しゅうでん酒さけ一いつ瓶びん、菓子がし一いつ籠かご、贅あつ一いつ喉の、小帖紙こじょうしき一いつ帖じょう、被ひ奉まつ彼かれ神かみ、其その後ご祭禮さいれい也よ、又三度さんど御祭ごさい、並なが六ろく節會せつくわい之の、時とき同とも自じ酒殿しゅうでん度ど別べつ米まい二ふた升せう、乃おの請うけ預よ件くだ社しゃ、祝部しゆぶ等とう調備ちようび供あ也よ。

磯部朝熊道（いそべあさみとう） 大山祇神社
（おやまきじんじゃ）
大山祇神社の北（きた） あり。

岩井田山を漸（しづかに） のぼれば、坂道あり。右に取り川（とりがわ） よ沿ひて行くときは、四里餘（よほ） ふ一て、皇大神宮別宮伊雜宮に至るべし。其の中途から合坂山も、伊勢志摩兩國の界あり。此の間（まеж） 、彦瀧、鳴瀧、粗石三方石、鮎留石等ありて、山水頗清美あり。また、もぐなら道を取る、山肩（さんせん） を行くときは、六十町（六十町） ふ一て、朝熊岳の頂（ねねうだけ） に達す。

石井神社社地（いそいじんじゃしゃち） 大山祇神社の北（きた） あり。皇大神宮末社の社地（しゃぢ） ふ。

域内より高さ二丈余れる巨岩あり。土俗、岩社と称す。社殿中絶して、御靈代を津長神社の御殿に座す。或ハ云ふ。是、岩根社の舊

趾（しおり） なりと。

建久年中行事正月十一日旬神拜條

次山神巖社拜

元祿勘文 岩社（いそじんじゃ） 末社（すゑじんじゃ） 在川原

社廻八十六間、社當時中絶

山口祭場（やまぐちさいじょう） 石井神社（いそいじんじゃ） 地（ぢ）

皇大神宮式年御造營の時、山口木本祭を勤行する所あり。

荒木田一門氏神社（あらきだいちもんじんじゃ） 岩井田山（いそいださん） に坐す。荒木田

姓一門の祖神を祀り。

岩井田山下神社殿（いそいださんげん） に坐せり。

建久年中行事四月氏神參條

除當番之外、正權、神主、彼社頭、參但件、社兩所也、荒木田氏

二門田邊、本社參祭、同一門、小社湯田野、社參祭也、但當時

岩井田○中、又、宇治氏、石部氏、同初申、日祭也、宇治氏字上

山、勸請、畧、

社祭、石部氏、岩井田、山口祭也。

從三位荒木田神主守武靈社趾（じゆうれいしゃし） 荒木田一門氏神社の

守武神主ハ天文十年四月廿三日に執印せ、皇大神宮の一禱

宜あり。神勢の暇を以て、心を、風咏（ふうぎやう） よ寄せ、常（つね） は宗祇、宗長等と交

り、連歌の奥旨を極めたり。享禄三年、獨吟千句飛梅の巻を綴り

守武神主像 藤波氏命藏

松尾桃青畫

葛飾素堂贊

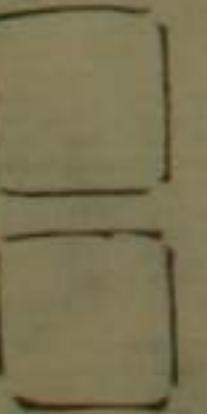


一四一七十四



○
若木田子以 消聲風冠古し
ほひを為於萬穂 淺稻莊入能本

葛飾隱生素堂贊



古今百首

荒木田守武神主自筆世中百首 茵田氏所藏

て、始めて俳諧の式を定む。大永五年九月庚申の夜、世中百首を味ぜり。此の歌、脩身齊家に碑益妙うらす。刊行して、世間よ傳ふ。所謂伊勢論語、是あり。同十八年八月八日又薨す。歳、七十七ふ。寶暦年中、千賀良珍、靈社を、此の地よ設け一が、近年、朽損に及び一により、裔孫菌田氏之を、邸内よ移せり。

かほ
ぬのわ
所在詳
大沼橋

ふらす。

新名所歌合畫題の一あり。案するに、類聚神祇本源又引用せる。長徳三年八月外宮田社檢錄ふ、石根社在上宇治と見えたれど、大沼の名稱ハ、上宇治に在り一を知るべし。さて、此の大沼橋ハ、永享六年宇治橋造營の時まで、岡田の邊より、東岸に渡る一假橋の名なり一からむ。

新名所歌合

たちこむらたなぬの橋ハほのゑをあよぐれん橋の小山

大中臣足忠

度會や大沼の橋もとござせず、松田かりあげ沼まね代
あけぬとそいわち勝やゆづらむ大ぬ乃橋を渡る里人
ほづらむ沼の橋をまにとぞえておほぬの橋をうすす松
たゞ渡き妻ひ霞よさらげず大沼の橋ハ、勝原くも
山本ハ、絶句まれき、秋葉よおほぬの橋もうづむる
たちあつ大沼の橋のね、勝よ往くそよふもはうすぞがき
憂きことはおほぬのはのね、勝よがやまち渡る
思ふ事なほぬのはのね、勝よがやまち迷ふ世を渡らむ
うちあつはくえをす、勝よがやまち迷ふ世を渡らむ
務ふきたねの橋の門がうけ風とて、渡らむあき

荒木田定頭

大法師圓親

大法師良玄

荒木田長興

僧都行寶

法眼能圓

荒木田成宗

大法師良玄

荒木田經顯

大法師圓親

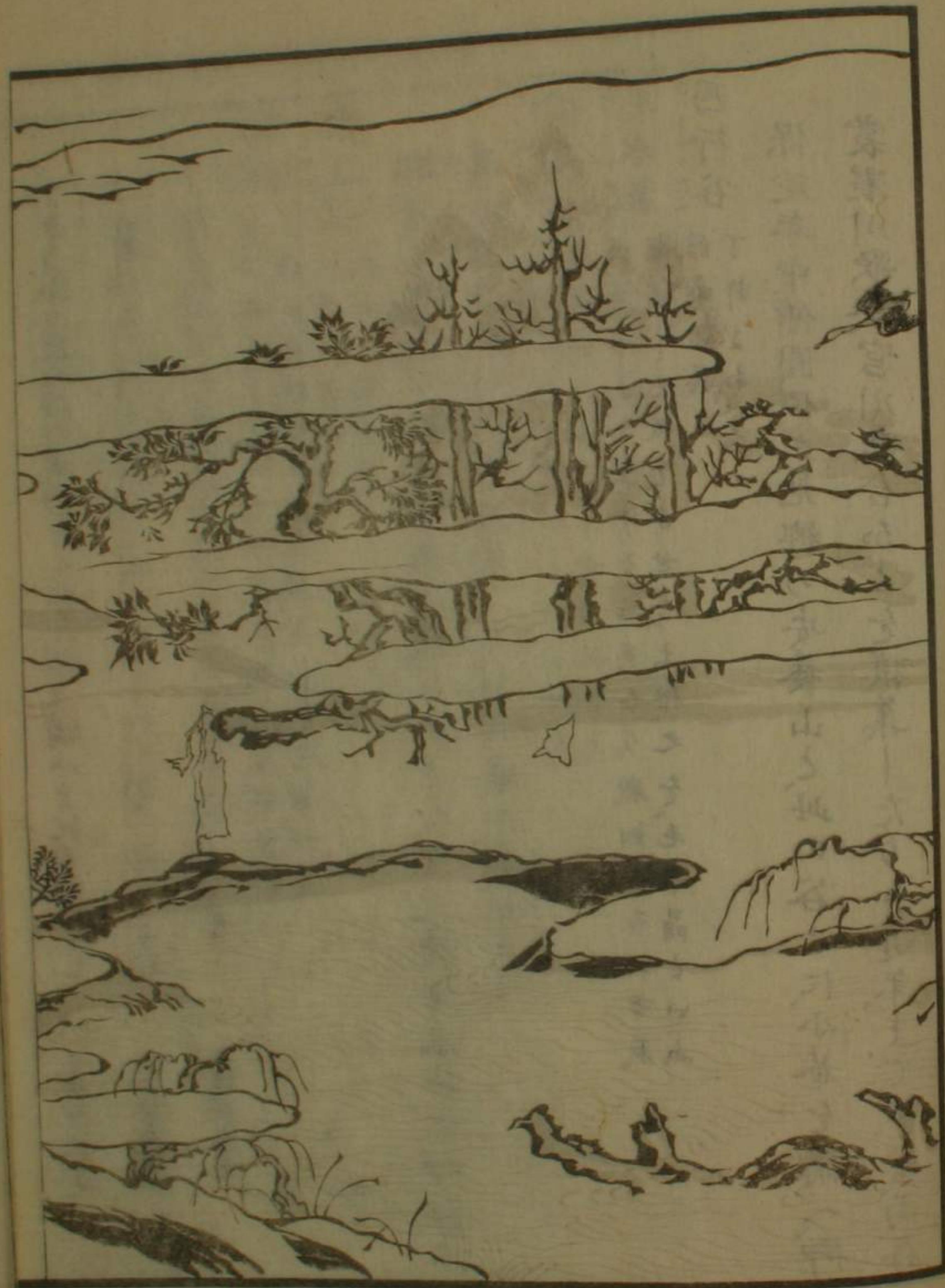
大法師良玄

荒木田定頭

四ノ七十六

新名所畫
卷縮寫
大沼稿之





きりかうた大沼の堤防きれ渡り頗るまたのつまし

霧のまに打ちて残る埋木やかをぬの橋乃初なりむ

大法師良譽
大法師尊親

思ふへほきそかほぬの橋柱立つ殿霧のくとまむなし

馬淵宇治橋より下五町許東岸ある深淵をい

母豆社馬淵の岸上よ

母豆社ある小祠あり

郷談又荒木田神主經雅の説を引きて、皇大神宮本社求神社の
舊趾ありといひ、儀式解も、此の説を載せたり。

餓鬼谷館町の東より當れろ谷をいふ。

毛水晶凝結して板をあせり。土俗之を毛水晶といふ。

西行谷館町の巽五丁許あり。

保延年中僧圓位二見郷の安養山と此の谷とに小菴を構へ御
裳濯川歌合宮川歌合などを撰集たりき。近年まで茅堂尚存

西行法師木像

上部苗齊

奥山中書所藏



梅石館寫

西行法師木像
龍年西行法師木像記
我宇治郷有地馬曰
西行谷相傳師之去
京初匿於此時潛
之京輿中納言定家
諸公游其妻物色來
自京見師怨嘆師曰
婦人故兵衛義清之
妻歟義清今化爲僧
非故兵衛也欲必見
兵衛乎乃起抱一木
人來居諸婦前曰君
夫町是君與之語遂
悟自髡爲尼以終其
身五後人以貞婦之
所夫事敬之如師寵
而祠于此其像高二
尺坐而踏形苦蘞色
跨黑斧痕粗樸一見
知其爲千年物

し尼僧住み居けきバ雅客常々逍遙一て夏日も、瀑布に炎塵
を洗ひ、秋夜も、月下不、鹿鳴を侍つむじ、頗、幽興小適せら地な
アキ。

蟄居紀談

西行上人、りのある用やありくじ。打綿といふ物を背負ひ
て、宇治郷櫟木館といふ者の前を過られ、を、館が家より
見て、そきハづるをとしひをば、よぎりながらて、宇治川
乃瀬又、すあゆの腹ようとうかとソヘロわくも有り乍れと
あつとも。

西行法師、世を遁れ一室の戸を、神照寺とあむいひけ
ろは、天照す御かげを谷がくにも残らずや有りくむ圓
位と名のり出でに、一も大圓鏡智の内證を、さあがら
成一ける。うべする人よひうて、ちぢに帰りかも
も心うきに、華のそ
さびよまうせ侍り。

二根集

言の多す隠きて住や、谷の庵の梢の松の枝をに摩づらむ

西三條實隆

神照寺板額
夜坐更闌眼未熟情知弁道可山林溪聲入耳月到眼此

外更須何用心

僧道元

同

こもまこと都のなみ原をむ山をかぞれ矣宇治の里 長 明

西行谷の麓よ流あり。女
共の羊洗ふをゑうす。

芭蕉文集甲子吟行
芋ありふ女西行ありむ歌よまむ

坂士佛

康永參詣記

西行庵趾

世木 西行谷の西あわ

田園の字なり。

此の地空餘山寂寞昔人去後幾朝昏綠蘿巻舊絕蹤跡只

有松風敲寺門

建久年中行事育月讀甲佐奈波兩宮神悲條
自岡田辨財天世古河原出世木淵南經彼宮參

神馬埋場ばんめいば字世木セキあり。皇大神宮御馬の病薨かだせーを埋葬する所あり。館町カントウマチも属す。

菩提山神宮寺趾ぼだいさんじんぐうじ西行谷ノシナガヤより、三町許東ミシマヒタの山間カマツチあり。四郷村ヨリクマチも属す。

寺傳じでん云ふ。聖武天皇の勅願により、天平十六年、僧行基の草創せー所ありと、續日本紀又、丈六佛像を、伊勢太神宮イセタジンゴウも造るとあるは、即此の寺乃本尊ありと、舊蹟聞書ノシナガヤ見えたり。徃古も、大伽藍カラム、數度の火災よ罹り、由實曆年中所建の本堂、山門等、近年まで存のたりき。

天平神護テイヒンシグ二年秋七月丙子遣使ヨハシル造丈六佛像於伊勢太神

宮カミ

類聚大補佐

弘長ヒロニシ二年十一月廿五日菩提山自院王坊失火、丈六堂本

堂、多寶堂、經藏、本坊、寶藏、拂地、燒亡了。

康永參詣記

香爐風薰す。弘正寺の淨場、茶竈煙幽あり。菩提山の禪坊

かくろ寺カクロジを一見アサシて、朝熊の宮アシカノミコトノミコトまみりぬ。

伊勢イセにて菩提山上人ボダイサンジン

月ツキ對アリて述懷スルメイせーに

山家集サンカシめぐらゆを井のよそに成ルぬも月ツキうちれひむかひ志シな

西行シキョウ一葉集イチエシ菩提山

山寺サンジの悲シーさ告スルげよどころ塚ツバコ

同

神垣カミイシや恩エひもかけずハシ神カミもん像ジヤウ

瀑布ボウブ舊境內カミナリの漢カン

曼陀羅石マンダラシ舊境內カミナリあり。長さ、五尺、幅、三尺許。石面シモ、梵字ボンジ多

經瓦キョウワ此シの地ジよて、往アリて拾ハサフひ取ルる者ヒトあり。兩面リモ、經キョウ大

古墳コブンを刻ハサフす天神山より出ルづる物モノと、年紀ノシ相シマツ同。

古墳コブン腹ハラ後アフタの山サンの半ハーフ

都ツべて、三箇所サンコウあり。近年、其の一箇所イチコウを發掘す。瑪瑙の曲玉、金銀環數品、太刀、土器等を藏せり。其の構造、大石を以て、四方を疊み、覆石カバシハ頗ハサク巨ヒカケあり。今、形跡ノシナガヤよりて、之を考アシカシうに千年以外の

僧相西屋如來屋歡喜入道尼妙法僧室宗尼佛種字清
四即大秦氏平氏平里大同小大葉田五即子沙亦樂孫尼妙法
藤原醫王丸伊勢太郎九國相五郎丸若丸僧行祐彌勢
僧玄海平下野一志氏伴氏向氏同氏

美安四年歲次
甲午七月日於南間淨提大日本國東海道三河國岸

爰郎伊良期御万寶光寺釋迦末法時衆舉佛像衆蓋
塔婆眾部妙典釋迦不法時後人有感開靜

奉造顯章宣風平 大願法主外門西觀

大檀越度舍常章度會化子仙王愛子同龍壽

同心檀越度舍春章大虔

同心助成施主佑國親女大施主石部氏貞愛子年

同心助成施主金對佛了了金對佛子實遵西僧

僧無仁僧聖賢僧慶下僧教春僧良中入

同山門徒衆僧長源藤乃能支地藏堂

僧垂心大中大足由屋上大中長太史石見

物と覺ゆ。恐らくも、宇治土公氏の祖先の古墳あらむ。

